

平成26年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会（所管事項説明） 提出資料

◎所管事項

【行政運営】

- 1 三重県行財政改革取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）について・・・・・・・・ 3
- 3 外郭団体等の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 ワーク・ライフ・マネジメントについて・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 職員の人材育成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 コンプライアンスの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 7 職員の健康管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 地方職員共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」について・・・・ 20
- 9 総務事務の集中処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【財政運営】

- 10 三重県財政の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別冊
- 11 県税収入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 12 県税未収金対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 13 みえ森と緑の県民税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 14 税外の未収金対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 15 多様な財源確保策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 16 県有財産の有効活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

【別冊資料】

- 平成25年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績（確定版）
- 「三重の財政（平成26年 第1回）」

平成26年5月26日

総 務 部

1 三重県行財政改革取組について

1 現状（概要）

「三重県行財政改革取組」は、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。本取組の進行管理にあたっては、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、「ロードマップ（工程表）」に基づき適切に行うほか、進捗状況を半期ごとに取りまとめ、県議会に報告するとともに、ホームページなどを通じて県民の皆さんへ公表することとしています。

2 平成25年度の実績

「人づくりの改革」においては、平成 24 年 12 月に策定した「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、研修体系の見直し、OJTの体制整備と支援研修実施、コンプライアンスの日常化などに係る具体的な取組を実施し、本格運用するなどにより「職員力の更なる向上」を図りました。

「財政運営の改革」においては、個人住民税の滞納の未然防止の観点から、県内全市町が平成 26 年度からの法令に基づく特別徴収制度の徹底に合意し、平成 25 年 10 月に新たに指定する予定の事業所に「指定予告通知書」を知事・各市町長の連名で送付したほか、クレジット納税実施に向けた準備や本庁及び地域庁舎が所管する公用車への広告掲載などにより「歳入の確保」につなげました。

「仕組みの改革」においては、平成 24 年度に構築した「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を本格運用し、「事業改善に向けた有識者懇話会（ブラッシュアップ懇話会）」の開催により改善機能の強化を図るなど、取り組んだ施策や事業の成果、課題などを評価、改善し、確実に次年度の計画につなげることにしたほか、平成 25 年 3 月に策定した「三重県外郭団体等改革方針」に基づく見直しなどにより「効果的・効率的な県政運営」を推進しました。

平成 25 年度において、52 の具体的取組のうち 18 取組を達成し、平成 24 年度に達成した 22 取組とあわせ、40 取組（76%）が達成となり、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の県民指標である「行財政改革取組の達成割合」の平成 25 年度目標（71%）を上回る達成割合となりました。

3 今後の対応

52 の具体的取組のうち、未達成の 12 取組においては、引き続き「ロードマップ（工程表）」に基づき、適切な進行管理を行うとともに、年次計画を策定し着実に推進していきます。また、達成済みの 40 取組においても、定期的に実績等を確認しながら、取組に係る成果の維持・向上を図ります。

平成26年度「三重県行財政改革取組」スケジュール

	進行管理	行財政改革推進本部	議 会
H26 4月	H25年度実績確定 各具体的取組年次計画作成	幹事会 年度スケジュール他 本部員会議 年度スケジュール他	
5月		幹事会 本部員会議 年次計画協議	総地常任委（所管事項説明） 概要等
6月			6月定例会議 年次計画報告
7月			
8月	上半期実績見込集約		
9月		幹事会 本部員会議 上半期進捗状況協議	9月定例会議 上半期進捗状況報告
10月			
11月			
12月			
H27 1月	年度実績見込集約		
2月		幹事会 本部員会議 年度進捗状況協議	2月定例会議 年度進捗状況報告
3月			
備考	<ul style="list-style-type: none"> 年次計画、上半期実績見込については達成度が継続の取組のみ 年度実績見込は全取組対象 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の他、個々の取組の協議、報告など必要に応じ開催 本部員会議は報道公開（資料はホームページに掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の取組については必要に応じ各常任委員会で報告

2 みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）について

1 みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）の概要

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」は、「みえ県民カビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けていくための行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

「みえ県民カビジョン」や「みえ県民カビジョン・行動計画」の実現に向けた取組について、各年度・組織にどのように展開し、進めていくかを定め、その進捗状況の把握において、何が成果として得られ、課題にはどのようなものがあるかを適切に評価・改善し、そうした結果を踏まえて、次年度の方針や予算編成につなげていくための県政運営全般の流れを表したものとも言えます。

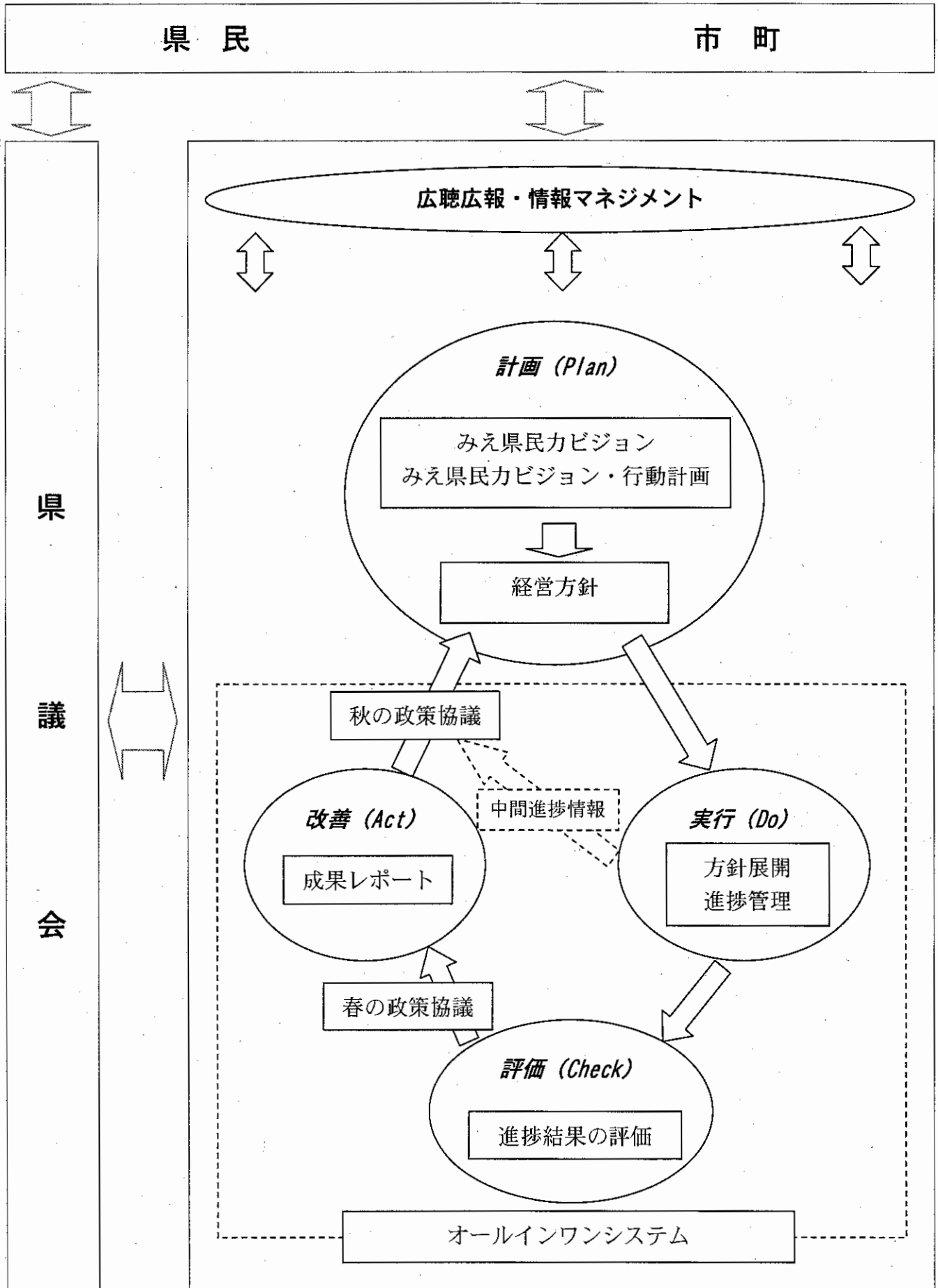
2 オールインワンシステムの概要

「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」を効率的・効果的に運用する主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・事業評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理し、経営方針・成果レポート・予算要求資料等に活用する仕組みが「オールインワンシステム」です。

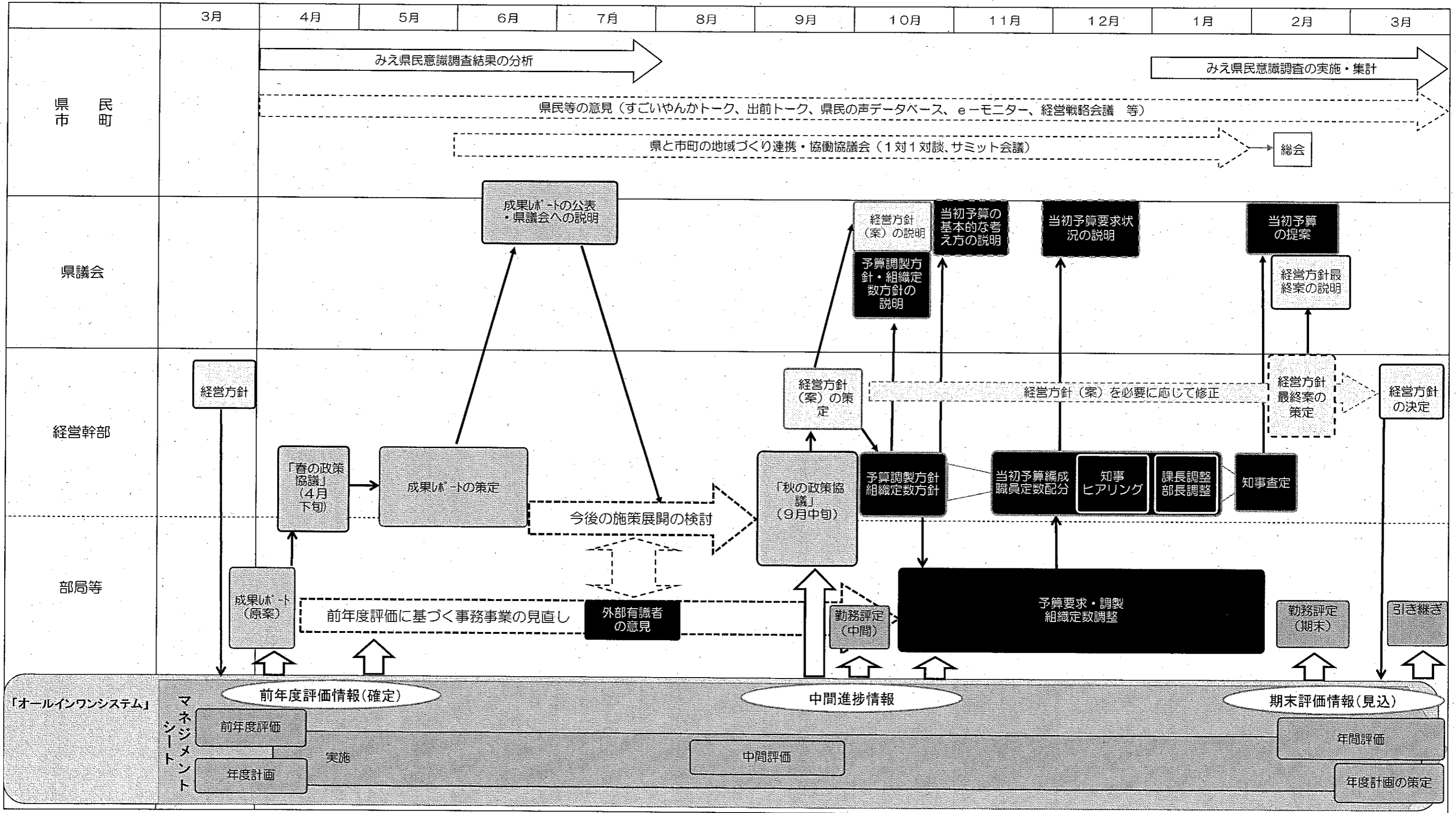
3 今後の対応

昨年度から本格的に「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」の運用を開始し、効率的・効果的な県政運営に努めているところですが、引き続きこの基本的枠組みについても検証しながら改善していきます。

みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）のイメージ図



「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」 年間運用スケジュール



3 外郭団体等の見直しについて

1 現状

平成 25 年 3 月に策定した「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しに取り組んでいるところです。

2 「三重県外郭団体等改革方針」(概要)

(1) 見直しの対象

①外郭団体

ア県の出資等の割合が4分の1以上の団体 29団体

イ県の出資等の割合が4分の1未満で、県が筆頭出資者である団体 7団体

②県が人的支援かつ財政的支援を実施する団体 2団体

(2) 見直しの実施期間

三重県行財政改革取組期間である平成 27 年度までを集中的な見直し期間として、必要な見直しを実施します。

(3) 個別団体の見直し

見直しの対象団体について、団体の自主・自立の観点を重視し、団体のあり方や県関与について精査を行い、必要な見直しを実施します。

①団体のあり方見直しが必要な団体：18団体

②県関与の見直しが必要な団体：26団体（見直しが重複する団体あり）

（内訳）出資等の見直し：1団体

委託補助金等の見直し：9団体

職員派遣の見直し：9団体

役員等就任の見直し：23団体

3 平成 25 年度の実績

「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、各団体が必要な見直しに取り組みました。

見直し実績

団体のあり方見直し：2団体の見直し完了

委託補助金等の見直し：2団体の見直し完了

職員派遣の見直し：1団体において4名を削減

役員等就任の見直し：14団体の見直し完了

4 今年度の取組

「三重県外郭団体等改革方針」に基づき、団体等と十分な調整を図りながら、見直しを実施するとともに、その進行管理を行います。

また、その進捗状況については、県議会への報告や県民への公表を行います。

団体別見直し方針: 主な見直しの方向一覧

部	団体名	団体のあり方見直し（見直しの方向）	H25年度 実施完了	県関与の見直し（見直しの方向）	H25年度 実施完了	備考
1 健康福祉部	(社福) 三重県厚生事業団	—	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
2 健康福祉部	(公財) 三重ボランティア基金	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	○	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
3 健康福祉部	(公財) 三重県動物愛護管理センター	E 事業見直しによる効果の改善	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
4 健康福祉部	(公財) 三重県生活衛生営業指導センター	—	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
5 健康福祉部	(公財) 三重県救急医療情報センター	—	—	③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
6 健康福祉部	(公財) 三重こどもわかもの育成財団	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	—	—	外郭団体
7 環境生活部	(一財) 三重県環境保全事業団	—	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
8 環境生活部	(公財) 三重県立美術館協会	—	—	—	—	外郭団体
9 環境生活部	(公財) 国史跡齋宮跡保存協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	② 委託・補助金等の見直し	○	外郭団体
10 環境生活部	(公財) 三重県文化振興事業団	—	—	—	—	外郭団体
11 環境生活部	(公財) 三重県国際交流財団	—	—	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
12 地域連携部	伊勢鉄道(株)	—	—	① 出資等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
13 地域連携部	(一財) 伊勢湾海洋スポーツセンター	—	—	③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
14 地域連携部	(一財) 三重県武道振興会	E 事業見直しによる効果の改善 G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
15 地域連携部	(公財) 三重県体育協会	—	—	—	—	外郭団体
16 農林水産部	(公財) 三重県農林水産支援センター	C 県等との役割分担の見直し G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	—	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
17 農林水産部	(株) 三重県松阪食肉公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	—	—	外郭団体
18 農林水産部	(株) 三重県四日市畜産公社	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	—	—	外郭団体
19 農林水産部	(一社) 三重県畜産協会	—	—	—	—	外郭団体
20 農林水産部	(公社) 三重県青果物価格安定基金協会	—	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
21 農林水産部	(公社) 三重県緑化推進協会	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	—	—	外郭団体
22 農林水産部	(公財) 三重県水産振興事業団	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
23 農林水産部	(財) 三重県沿岸漁業者等海難救済基金協会	A 団体の存廃等を含めて検討	○	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
24 農林水産部	三重県漁業信用基金協会	—	—	—	—	外郭団体
25 雇用経済部	(株) 三重データクラフト	G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
26 雇用経済部	(公財) 三重県労働福祉協会	E 事業見直しによる効果の改善 F 中長期経営計画等の策定	—	② 委託・補助金等の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
27 雇用経済部	(公財) 国際環境技術移転センター	B 抜本的な団体のあり方見直し C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善 H 経営状況を踏まえた事業のあり方検討	—	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
28 雇用経済部	(公財) 三重県産業支援センター	C 県等との役割分担の見直し F 中長期経営計画等の策定	—	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	4名削減	外郭団体
29 雇用経済部	(公財) 三重北勢地域地場産業振興センター	F 中長期経営計画等の策定 G 事業手段見直しによる効率性の改善	—	③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
30 雇用経済部	三重県信用保証協会	E 事業見直しによる効果の改善	—	—	—	外郭団体
31 県土整備部	(公財) 三重県建設技術センター	—	—	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
32 県土整備部	三重県土地開発公社	—	—	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	外郭団体
33 県土整備部	三重県道路公社	—	—	③ア 職員派遣の見直し	—	外郭団体
34 県土整備部	三重県住宅供給公社	—	—	③ア 職員派遣の見直し	—	外郭団体
35 県土整備部	(公財) 三重県下水道公社	—	—	③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	—	外郭団体
36 警察本部	(公財) 暴力追放三重県民センター	—	—	—	—	外郭団体
37 雇用経済部	(公社) 三重県観光連盟	C 県等との役割分担の見直し E 事業見直しによる効果の改善	—	② 委託・補助金等の見直し ③ア 職員派遣の見直し ③イ 役員等就任の見直し	○	人的かつ財政的支援団体
38 警察本部	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	—	—	—	—	人的かつ財政的支援団体

4 ワーク・ライフ・マネジメントについて

1 ワーク・ライフ・マネジメントの概要

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を通じて、一人ひとりが働きがいや生きがいを持てる活力ある社会としていくために、それぞれの組織が、構成員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、多様な人材が集まる健全な組織としていくことが求められています。

こうしたことから、職員一人ひとりが限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみならずにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立が実現できるよう、組織的な取組としてワーク・ライフ・マネジメントを推進することとしました。

2 平成 26 年度の取組

(1) ワーク・マネジメントの推進

「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を図るうえで、近年の時間外勤務の高止まりの状況については、大きな課題であることから、業務の選択と集中を明確にした業務削減・プロセス改善などの業務見直しを管理職が中心となって積極的に推進することによって、業務遂行の効率化を図り、サービス残業につながらない時間外勤務の削減に取り組めます。

【全庁目標】 平成 25 年度の時間外勤務実績から 10%の削減
平成 25 年度の超長時間勤務者*数から 30%の削減

※ 年間の時間外勤務時間数が 500 時間を超える職員

(2) ライフ・マネジメント支援の推進

年次有給休暇等の取得促進を図り、職員の「ライフ」の充実をサポートできる職場環境を整えるとともに、職場全体で育児参画や介護従事を応援する風土づくりの推進に取り組めます。具体的には、次世代育成支援のための子育て支援の取組を進め、男性職員の育児参画の促進を図るとともに、介護に関する職員の現状等の把握を行い、今後の取組につなげます。

【全庁目標】 平成 25 年度の年休取得時間実績以上
男性職員の育児参加休暇取得率 100%
男性職員の育児休業取得率 10%

(3) 意識・組織風土改革の推進

「ワーク」においても、「ライフ」においても充実感を持って自己実現していくことの重要性について、「ワーク・ライフ・マネジメントシート」の活用等により、所属長と職員が共有し、相互支援を促進する職場風土づくりを進めます。

【全庁目標】 ワーク・ライフ・マネジメントシートを活用した対話を
全所属で実施

(参考)

項目	平成25年度実績	平成24年度実績
一人あたり時間外勤務時間数	221時間	226時間
超長時間勤務者数	403人	396人
一人あたり年休取得時間数	101時間	99時間
男性職員の育児参加休暇取得率	83.70%	56.20%
男性職員の育児休業取得率	13.04%	4.96%

ワーク・ライフ・マネジメントにおける推進項目（案）

分類	大項目	中項目	小項目	具体的な取り組み
ワーク・マネジメントの推進	効率的・効果的な業務の推進	業務改善の推進	業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進	組織マネジメントシートを活用した業務改善の推進
		時間外勤務の削減	きめ細かな時間外マネジメント	全庁の削減目標の設定 組織マネジメントシート・WLMシートを活用したマネジメント
			効率的なマネジメント実施に向けた優良事例の共有	「今日の大事」の明確化など、効率的な業務遂行やマネジメントに有効な優良事例の紹介
			定時退庁の促進	ノー残業デー・定時退庁強化週間の推進
			サービス残業の防止	サービス残業ホットラインの設置
		タイムマネジメント能力向上	研修の実施	タイムマネジメントにかかる能力の向上を図る研修・セミナーの実施
ライフ・マネジメント支援の推進	ライフにかかる時間確保の支援	休暇取得促進	年間取得計画の策定	リフレッシュ休暇（年休の連続取得）やメモリアル休暇の取得計画や年休の取得目標の策定
			休暇制度周知	休暇制度の再周知
	次世代育成支援	男性職員の育児参画の促進	男性職員の育児休業取得・育児参加休暇取得の促進	育児参画計画書等を活用した取得促進に向けたコミュニケーションの促進
				所属長の組織マネジメントシートに取得促進を明記
		妊娠中及び産育休取得職員への配慮	職員の出産・育児・職場復帰支援	育児参画計画書等を活用した出産・育児・職場復帰等の支援に向けたコミュニケーションの促進
				育児休業等取得しやすい環境整備
			代替職員の確保	育児休業等取得者の代替職員の確保
		次世代育成を支援する意識の醸成	次世代育成を推進するための職員の意欲喚起	こども参観（パパ、ママの職場を見学）
	産育休取得職員への支援	情報共有、精神面での負担軽減	産育休取得者へのメールマガジンの送信	
			交流会、ネットワークづくり	
仕事と介護の両立支援	介護を行う職員の両立支援の環境整備	介護休暇等取得しやすい環境整備	介護ニーズ把握のためのコミュニケーションの促進	
意識改革等の推進	ワーク・ライフ・マネジメントの考え方の共有	ワーク・ライフ・マネジメントにかかる対話の促進	WLMシート等を活用した面談の実施	

5 職員の人材育成について

1 「三重県職員人づくり基本方針」による新たな人材育成の推進

県職員に求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針」を平成24年12月に策定しました。同方針では、これまでの「職員の自主性に任せた人材育成」から「組織が積極的に関与する人材育成」にシフトし、対話を通じて組織全体でより積極的に職員に働きかける「みんなで行う人づくり」に取り組むこととしています。平成25年度から、仕事を通じた人材育成（OJT）を人材育成の最も重要な柱として位置づけることとし、人事、組織、職場環境、研修等の様々な分野において、関係部局等がそれぞれの役割を分担かつ連携しあうことで、組織全体で人材育成に取り組んでいます。

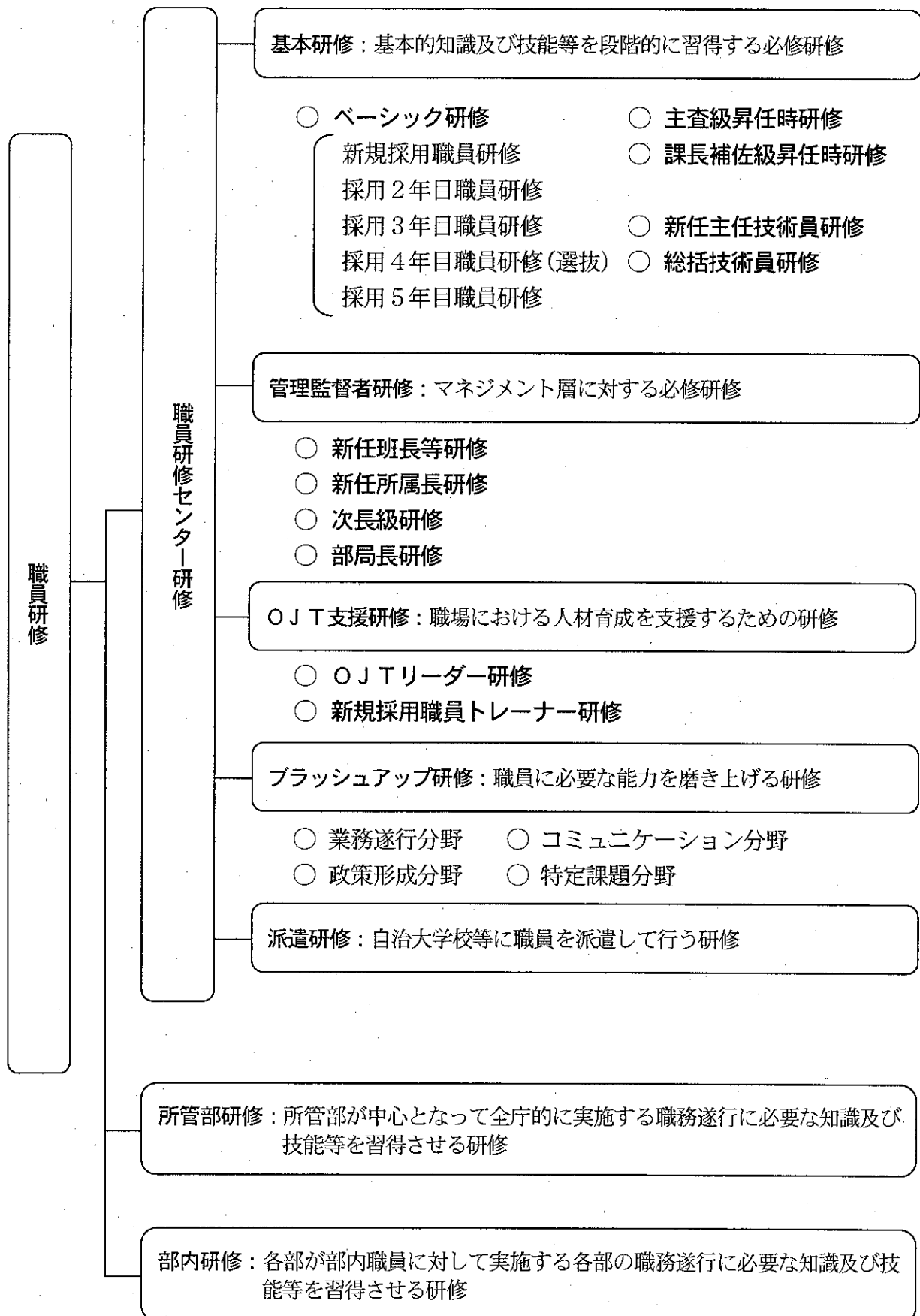
さらに、県民から信頼される人づくりに取り組むため、コンプライアンスの意識を高める研修の実施などにより、コンプライアンスの確立に努めています。

2 職員研修

(1) 職員研修の概要

職員研修センターでは、「三重県職員人づくり基本方針」を踏まえ策定した新たな職員研修計画に基づき、職員に必要とされる能力や資質の向上が図れるよう、計画的・効果的な職員研修を実施していくこととしています。

(2) 研修体系図



3 勤務評価制度

(1) 管理職員勤務評価制度

職員の育成・能力開発と勤務状況の公正な人事への反映を目的として、管理職員を対象に平成 12 年度から「管理職員勤務評定」を実施しています。

評価者は評価結果に基づき、指導・助言を行い、適切な能力開発を効果的に進めることとしています。

また、この評価結果を、勤勉手当や昇給に反映させているところです。

(2) 管理職員マネジメント支援制度

管理職員自らの所属マネジメントについての「気づき」を促し、職場運営の改善やマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「管理職員マネジメント支援制度」を実施しています。

この制度は、課長等管理職員の日常の職務行動に対する所属職員の意見を調査するもので、その調査結果を管理職員にフィードバックすることで、管理職員は自らの行動を振り返り、職場運営の改善やマネジメント能力の向上に生かすこととしています。

(3) 一般職員勤務評価制度

一般職員の意欲、能力及び組織力の向上を目的とする「県職員育成支援のための評価制度」を平成 20 年度から試行し、職員の育成につなげていく方法を検証しながら、必要な見直しを行っているところです。

(4) 今後の対応

一般職員の勤務評価制度については、職員の理解と納得が得られるよりよい制度となるよう必要な見直しを加えながら、定着と施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいきます。

6 コンプライアンスの推進について

港湾改修工事にかかる不適正事務の発生後、職員のコンプライアンスの意識向上に向けて取り組んできましたが、平成 25 年度においても不適切な事務処理等が続き、県行政に対する信頼が揺らぐ厳しい状況となっています。

このことから、引き続き「コンプライアンスの日常化」に力点を置き、コンプライアンスを常に意識した業務推進とすることを県庁の組織文化、風土として定着させていくことをめざします。

1 コンプライアンスの日常化の取組

(1) コンプライアンス推進チームの運営【継続】

各部局の人事・サービスを担当する班長、法曹有資格者等で構成するコンプライアンス推進チームを引き続き設置し、コンプライアンス推進の取組の進行管理を行います。

- ・コンプライアンス推進施策の検討
- ・コンプライアンス・ミーティングの題材検討、進捗管理
- ・研修資料の検討、事例研究
- ・部局におけるコンプライアンス推進のサポート 等

(2) 各所属における取組（組織マネジメントシートの「コンプライアンス確立に向けた取組」への記載及び実施）【拡充】

全庁的に行うコンプライアンス・ミーティングとは別に、所属独自の取組も出来る限り記載し、実施することとします。

(例)

- ・部局独自のコンプライアンス研修の実施
- ・朝礼等におけるクレドカードの確認、職員スピーチの実施
- ・コンプライアンスチェックシートの実施、意識調査等への活用
- ・コンプライアンス関連事例の共有 等

(3) コンプライアンス・ミーティングの実施【継続】

職員一人ひとりの意識向上、考える力の養成を図るため、自身の職場における身近な話題としてコンプライアンスの問題を取り上げ、議論する全所属コンプライアンス・ミーティングを引き続き実施します。

今年度は、各所属で独自の題材を検討するよう推奨していることから、昨年度より実施期間に幅を持たせ、4カ月に一度、年3回の取組とします。

(実施方法)

- ① 課や室などで行われるミーティングの議題に、コンプライアンスに関連する議題（話題）を加え、所属長を中心に全員で議論します。
- ② 取り上げた題材や出された意見等を総務部に報告します。

- ③ 各回の実施状況をコンプライアンス推進チームで取りまとめ、各所属へフィードバックします。

(4) 職員研修の充実（ ）内は予定回数【拡充】

職員にコンプライアンスを再認識してもらう機会を増やすために、職員研修センターにおけるコンプライアンス研修を引き続き実施するとともに、法曹有資格者の行う研修を増やします。

- ① 職員研修センターにおける階層別研修（32回）
- ② 部局の独自研修（依頼に応じて実施）
- ③ 巡回法務・コンプライアンス研修（20回）

今年度は、職員から要望の強い具体のテーマ（調査・聴き取り、不当要求行為等への対応など）について、法曹有資格者ととともに、前期・後期の年2回、テーマをかえて実施します。

(5) コンプライアンスハンドブックの更新【継続】

昨年度策定したコンプライアンスハンドブックに記載している「教訓とすべき例」に、新しく起こった出来事を追記するとともに、職員に周知することで、コンプライアンス意識の向上とハンドブックの有効活用を図ります。

このため、年2回程度、コンプライアンスに関連する事例の収集を行います。

(6) その他【継続】

- ① 三重県職員クレドカードの活用（企画課と協働）
 - ア 新規入庁者（嘱託職員、業務補助職員等含む）への配付
 - イ 幹部職員による庁内放送の実施
- ② コンプライアンスチェックシートの活用、更新
- ③ 法曹有資格者によるコンプライアンス意識向上のためのメルマガの配信

2 リーガル・サポートの取組

コンプライアンスの推進のため、職員の法令習熟度の更なる向上と各部局において自律的に法的課題に対応できる仕組みづくりに取り組みます。

（具体的な取組）

- ① 法律相談において相談の多い事項を、メルマガ（上述1(6)③）や法務研修等を取り上げ、考え方や対処方法等を共有します。
- ② 法曹有資格者を中心に、「巡回法務・コンプライアンス研修（上述1(4)③）」、各部局の法的対応に携わる職員の人材育成をめざす「定期法務研修」、各部局からの依頼に応じて行う「出前研修」を実施します。
- ③ 身近な話題から法律や法的考え方を学ぶ「メルマガ（上述1(6)③）」の配信、事前に法的観点から検証を行う「リーガル・サポート冊子」の更新・利用促進、情報共有・意識啓発のための「法務・文書課ホームページ」の整備を行います。

7 職員の健康管理について

1 健康管理事業の概要

(1) 健康診断の実施

三重県職員安全衛生管理規程に基づき、一般健康診断を実施し、健診結果により健康指示区分を決定するとともに、有所見者に対する事後指導を行っています。

また、特定業務従事者を対象とした特定業務従事者健康診断、特殊健康診断（平成25年度受診者 延べ1,585人）、希望者を対象とした各種がん検診（平成25年度受診者 延べ4,779人）等も実施しています。

(2) THP推進事業の実施

労働安全衛生法では、従来の健康診断を主体とする健康障害の防止を図る健康管理に加えて、さらに一步進んだ労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を行うことが、事業者の努力義務として規定されています。このことから、希望者を対象に、職員自らが行う「積極的なところと体の健康づくり」のため、メンタルトレーニングや生活習慣病対策、栄養管理などについての健康教育を行うTHP（Total Health Promotion Plan）の取組を実施しています。

(3) 過重労働対策の実施

過重労働による健康障害防止のための対策実施要綱に基づき、一定以上の時間外労働を行った職員に対して、健康管理医による面接指導等を実施しています。

2 メンタルヘルス

(1) 職員の病気休暇・休職者とメンタル疾患の状況

年度	病 休 者 (人) (1カ月以上の病休取得)				全病休者に対する メンタル疾患比率		休職者(人)	
	三重県		全 国		三重県	全 国	三重県	
	実数	うち メンタル	実数	うち メンタル			実数	うち メンタル
22	151	77	10,305	5,494	51.0%	53.3%	40	31
23	142	70	10,115	5,426	49.3%	53.6%	38	28
24	110	64	9,715	5,397	58.2%	55.6%	36	28

※ 県の数値(H22～H24)は、知事部局、各種委員会(公安委員会、教育委員会除く。以下同じ。)、企業庁、病院事業庁及び四日市港管理組合の集計数。ただし、休職者数は知事部局及び各種委員会の集計数。

※ 全国の数値は、都道府県及び指定都市。

(2) メンタルヘルス対策

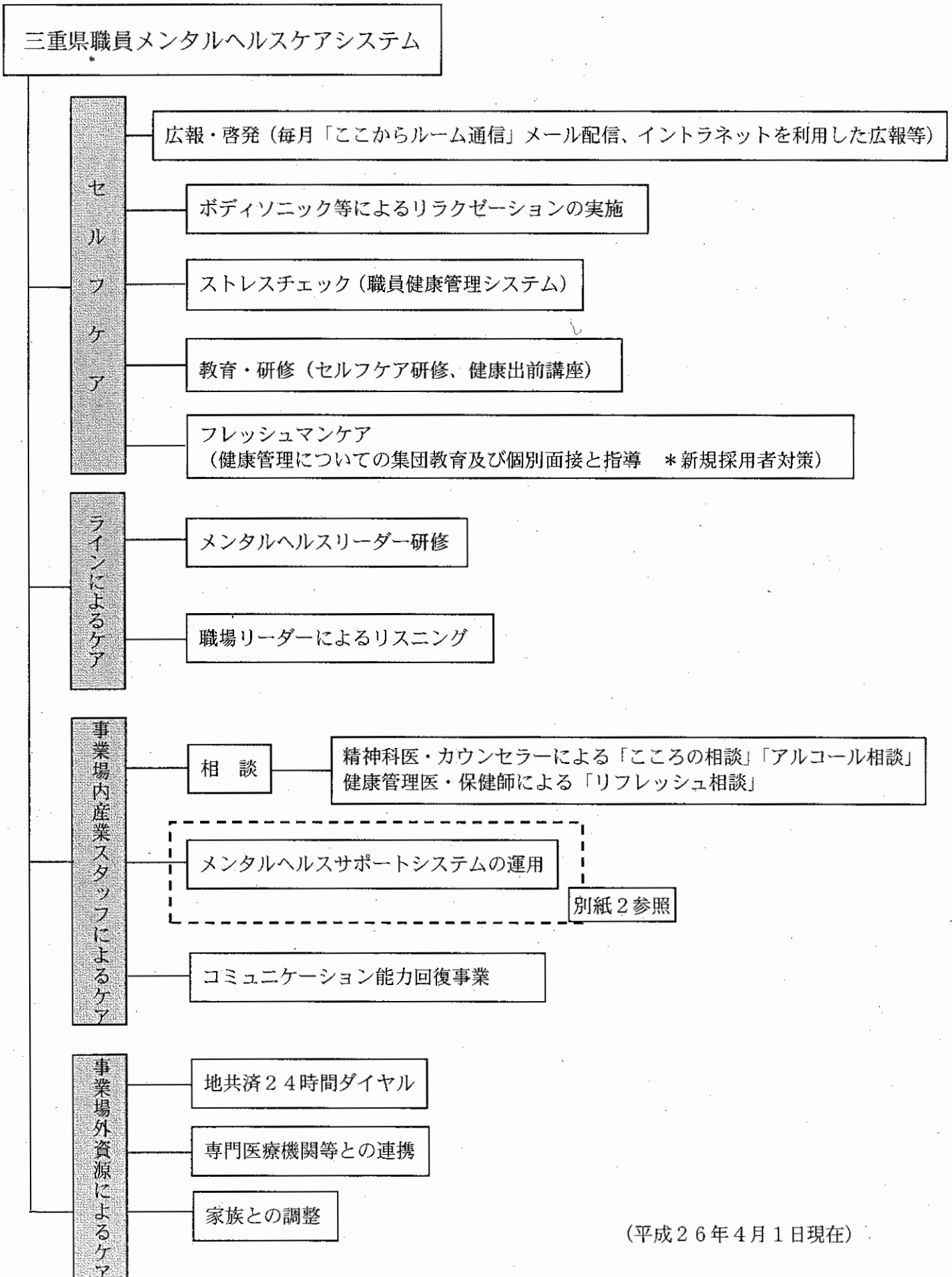
メンタル疾患は、職員自身がこころの不調を抱えていても気づかない、人に打ち明けることができない、また、管理監督者をはじめ周囲の人が対処の仕方を知らないなどが原因で、早期発見・早期対応ができていない状況があります。また、復職しても再病休、再休職となる職員もいることから、確実な職場復帰に向けた取組が必要となっています。

このため、メンタルヘルス対策については、福利厚生課のここからルーム（健康開発室）を拠点に、体系的なメンタルヘルスケアを行う「三重県職員メンタルヘルスケアシステム^{※1}」に基づき、心の健康の保持・増進（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、職場復帰と再発防止（三次予防）の総合的な対策により、メンタル疾患の予防と復職支援に取り組んでいます。

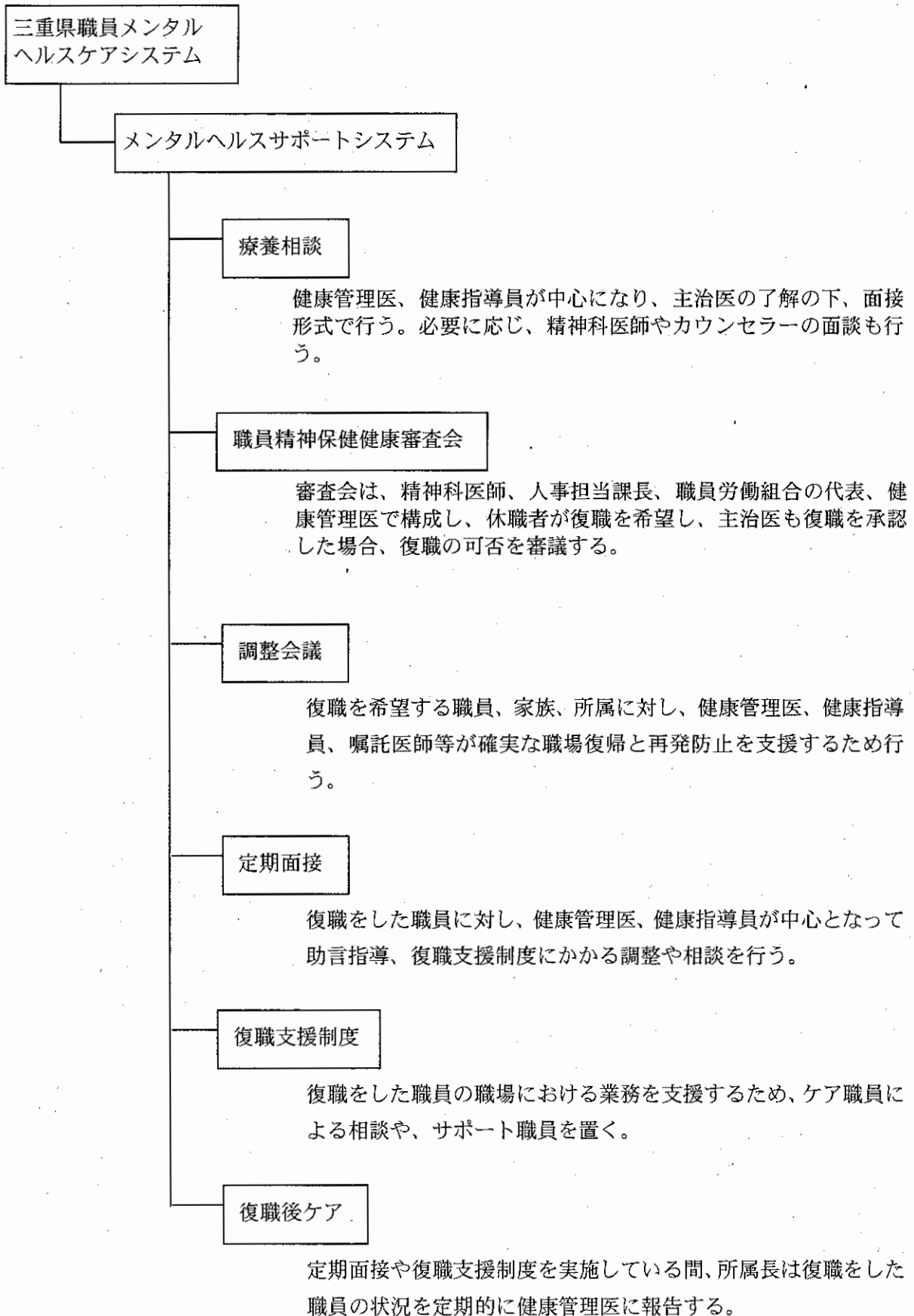
- ① メンタル疾患の予防という観点からは、職員自身がこころの健康づくりを行うセルフケアの支援事業を重点的に実施するとともに、特にメンタルヘルスを組織の問題と位置づけ、管理監督者への研修等もあわせて実施しています。
- ② 復職支援という観点からは、療養相談をはじめ、定期面接等のメニューをきめ細やかに適用するとともに、復職支援に向けた「メンタルヘルスサポートシステム^{※2}」を活用し、円滑な職場復帰と再発防止をサポートしています。
- ③ さらに再発防止に繋げるため、平成 25 年度からは、メンタル疾患の職員にありがちなマイナス思考をプラス思考に改善することにより、職場でのコミュニケーション能力を高め、ストレスをコントロールしたり、対人関係を円滑にできる力を身につけていくためのカウンセリングを実施しています。
- ④ 不適切な飲酒習慣はメンタル疾患と深い関わりがあるため、従来からアルコール対策にも取り組んでいますが、平成 25 年度からはアルコール問題を持つ職員をより多く相談につなげるため、管理監督者及び一般職員向けの研修会などを開催しています。また、平成 26 年度はアルコール専門医による講演を収録したDVDを活用し、管理監督者及び一般職員向けに研修を実施する予定です。

※1 「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」とは、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア及び事業場外資源によるケアの4つのケアからなる対策の体系をいいます。

※2 「メンタルヘルスサポートシステム」とは、病休者及び休職者に対して、速やかで確実な職場復帰とメンタル疾患の再発防止を図るため、相談・助言指導・職場復帰時における関係者との調整を行うシステムをいいます。



(平成26年4月1日現在)



8 地方職員共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」について

1 施設の運営状況について

共済組合の宿泊施設「榊原保養所 神湯館」は、職員の福利厚生施設として昭和48年に設置した保養所で、現在は、建物の所有は県、土地の所有は共済組合となっており、共済組合が運営を担っているところです。

近年、大変厳しい経営状況が続き、経営の健全化を図るため、平成23年6月には正規職員の整理解雇（非正規職員として再雇用等）など、人件費の大幅削減等を実施しました。

加えて、さらなる改善を図るため、宿泊施設経営のノウハウを有する（株）馬淵商事（東京都中央区）に、平成24年6月1日から平成26年5月31日まで経営委託を行ったところ、下表のとおり経常損失は縮小しましたが、引き続き赤字体質からの脱却はできていません。

〈 損益の状況 〉

（単位：千円）

年度	宿泊人数	収 益			費 用				経常損益
		営業収入等	施設使用料	計	営業支出等	人件費	減価償却費	計	
H23	7,558	102,187	0	102,187	79,058	66,945	7,045	153,048	▲50,861
H24	8,041	14,667	833	15,500	16,371	3,964	5,635	25,970	▲10,470
H25	8,484	300	3,500	3,800	5,162	0	4,450	9,612	▲5,812

2 施設運営上の課題について

施設を維持管理の観点からみると、昭和61年4月の新築オープンから28年が経過し、施設・設備が老朽化していることから、今後数年以内に共済組合の負担となる多額の改修費用（約1億2,000万円）が必要となりますが、それに対応できる収支の改善は見込めない状況となっています。

また、平成22年6月には、全国的に公務員共済が経営する宿泊施設の赤字を公費で補てんする状況が問題視され、総務省では、独立採算による運営が原則であるとし、不採算施設の閉鎖などの改善を指導しています。

3 総務地域連携常任委員会（3月13日）における対応方針の説明と意見

（1）説明内容

これまで神湯館の経営にあたっては、共済組合が独立採算による経営に努力してまいりましたが、今後の厳しい運営状況を踏まえ、共済組合として施設の運営をこのまま継続することは困難であると判断し、施設の廃止・売却を進める予定であることを、平成26年3月13日開催の総務地域連携常任委員会にて報告いたしました。

具体的には、馬淵商事との契約を平成 27 年 3 月 31 日まで 10 ヶ月間延長し、その間に県他部局、他共済、市町に施設の利活用の意向を確認し、意向がなければ、売却の手続きを実施し、一定の移行期間を経て、平成 27 年 3 月 31 日をもって新たな所有者に引き渡す予定であることを説明させていただいたところです。

(2) 委員会の意見

神湯館は榊原温泉にとって伝統ある施設であることや、旅館としての継続を望む地元の意向もあり、廃止することは観光行政、温泉振興の面でも賛成できない旨の意見があり、平成 26 年 3 月 19 日の三重県議会本会議において、総務地域連携常任委員会委員長から「神湯館の売却は県を代表する温泉街の低迷につながりかねず、観光や地域への影響が懸念されるので、十分に検討されることを要望する。」と報告されました。

4 今後の対応について

現在、県他部局の利活用の意向について、5 月 15 日開催された公有財産利活用検討作業部会に諮り、確認しているところです。その後については、他共済組合、地元市町に利活用の意向確認を行うなど、今後も慎重に検討していきます。

9 総務事務の集中処理について

1 集中処理の現状

(1) 集中化の目的

限られた経営資源のもとで、今後も県民の皆さんに的確な行政サービスを提供していくためには、内部業務である総務事務を見直し、簡素で効率的に組織を運営する必要があります。

このため、各部局や地域機関・県立学校ごとに庶務担当を配置して処理していた職員の給与や旅費等の総務事務について、平成 22 年度から総務事務センター（通称）一カ所で集中処理するとともに、総務事務システムを導入することにより、事務処理の効率化・職員の利便性の向上によるコスト縮減を図っています。

(2) 対象業務

分 類	主 な 内 容
給与等関係 (総務班) (給与 1 班) (給与 2 班)	<ul style="list-style-type: none">・異動関係書類管理・履歴事項の変更処理・職員証の発行及び職員徽章の管理・給与報告・支給事務（給与計算）・時間外勤務手当事務・特殊勤務手当事務・諸手当（住居、扶養、通勤手当等）の認定事務・年末調整事務
旅費関係 (旅費班)	<ul style="list-style-type: none">・職員向け旅費の審査、支給事務・一部請求書作成事務（海外旅費）
福利厚生関係 (給与 1 班) (給与 2 班)	<ul style="list-style-type: none">・児童手当関連事務・財形貯蓄関連事務
共済関係 (給与 1 班)	<ul style="list-style-type: none">・共済組合の手続事務
賃金・報酬職員関係 (賃金・報酬班)	<ul style="list-style-type: none">・賃金・報酬支払事務・通勤手当認定事務・所得税関係事務（年末調整含む）・社会保険、雇用保険関係事務

(3) 対象組織

知事部局、教育委員会（事務局、県立学校）、各種委員会事務局、企業庁
(対象職員数：約 14,000 人)

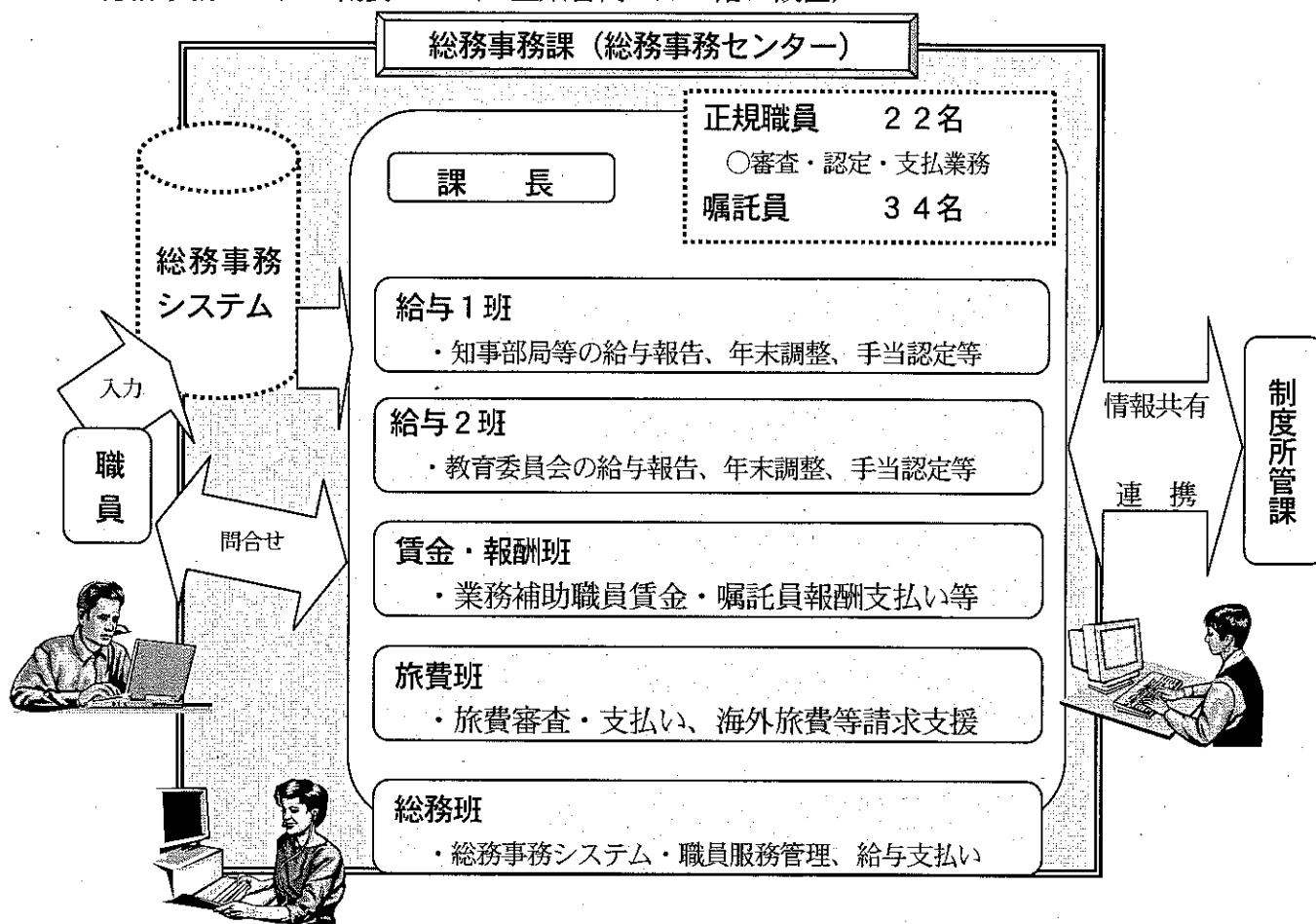
*病院事業庁、公安委員会、教育委員会（小中学校）は対象外

(4) システム更新

平成 22 年 4 月から運用開始した総務事務システムについて、平成 27 年 3 月に現行機器、ソフトウェアのリース期間が終了するため、それらの機器更新（買取）ならびに平成 33 年 3 月 31 日までの保守契約手続が必要です。

2 総務事務センターの組織等

総務事務センター概要 (三重県合同ビル1階に設置)



3 総務事務センターの運営状況

(1) 平成25年度実績

平成25年度は、地域機関の組織が大幅に改編されたことから、年度当初は組織・人事・マスター等の各種データの入替作業や、退職・異動に伴うアクセス権の設定や決裁ルートの変更等に加え、所属への依頼や周知等、多くの業務が集中しました。

しかしながら、総務事務センターによる処理も5年目を迎え、システムによる事務処理に不慣れな職員も少なくなり、システムも安定稼働していることから、手当認定、手当事後確認、年末調整手続など給与・賃金の支給、旅費支給等については、円滑に処理を進めました。

・手当認定	約 9,700 件	・年末調整	約 11,800 件
・手当事後確認	約 10,000 件	・旅費支給	約 177,700 件

また、消費税見直しと併せて実施された『子育て世帯臨時特例給付金』制度の運用に関する事務や共済組合に関する制度改正に対応するため、システムの改修が年度末に集中しましたが、所属内の応援体制により遅滞なく事務を処理しました。

(2) 平成26年度

年度当初に必要な手続や異動に伴う手当申請等は、順調に処理しています。

1 1 県税収入について

1 平成 25 年度県税収入の状況と見込み

平成 25 年度の県税収入額は、平成 26 年 4 月末現在で約 2,127 億 1,200 万円となっており、最終補正後予算額 2,151 億 9,700 万円に対する達成率は 98.8% となっていますが、出納整理期間終了後には、歳入予算額を上回るものと見込んでいます。

県税収入額を前年同期と比較すると、法人二税が約 52 億 6,500 万円、個人県民税が約 43 億 7,300 万円、地方消費税が 7 億 6,500 万円の増収となっています。一方で、県たばこ税が約 15 億 8,200 万円、自動車取得税が約 5 億 4,400 万円の減収となっていますが、全体としては約 85 億 4,400 万円の増収となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約 133 億 1,800 万円の増収となります。

平成 25 年度県税収入状況（平成 26 年 4 月末現在）

（単位：百万円、％）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との 比較	予算 達成率
	A	B			B-A	B/A×100
平成 25 年度 全税目合計	215,197 (242,825)	212,712 (240,341)	104.2 (105.9)	8,544 (13,318)	△2,485	98.8
うち法人二税	44,747 (72,375)	45,466 (73,095)	113.1 (115.9)	5,265 (10,039)	719	101.6
うち個人県民税	67,774	64,726	107.2	4,373	△3,048	95.5

【参考】平成 24 年度県税収入状況（平成 25 年 4 月末現在）（単位：百万円、％）

	県税収入 最終予算額	県税収入額 ※	対前年 同月比	前年同期 との比較	最終予算 額との 比較	予算 達成率	H25.5月 収入額
	A	B			B-A	B/A×100	
平成 24 年度 全税目合計	205,222 (228,075)	204,168 (227,023)	102.1 (102.3)	4,267 (5,001)	△1,054	99.5	4,636
うち法人二税	39,463 (62,316)	40,201 (63,056)	96.5 (98.6)	△1,440 (△886)	738	101.9	△9
うち個人県民税	62,681	60,353	104.8	2,741	△2,328	96.3	3,516

※ 県税収入額は、各年度とも 4 月末現在の計数です。

※ () 内は、地方法人特別税の影響額（地方法人特別譲与税）を含んだ数値です。

県 税 収 入 額 等 の 推 移

◎調定額、収入額の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 26年4月末
調定額(億円)	2,804	2,749	2,172	2,094	2,114	2,154	2,232
(地方法人特別譲与 税を含む)			(2,265)	(2,298)	(2,335)	(2,382)	(2,509)
収入額(億円)	2,736	2,674	2,094	2,022	2,045	2,088	2,127
(地方法人特別譲与 税を含む)			(2,187)	(2,226)	(2,266)	(2,317)	(2,403)

※()内は、地方法人特別税の影響額(地方法人特別譲与税)を含んだ数値です。

◎徴収率、収入率、不納欠損額、収入未済額等の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24 (25年4月末)	H25 (26年4月末)
徴収率(%)	97.6	97.3	96.4	96.5	96.7	97.0 (94.8)	(95.3)
全国順位	16	16	20	17	18	16	-
収入率(%)	97.7	97.4	96.6	96.7	96.9	97.2 (95.0)	(95.5)
不納欠損額(億円)	4.1	4.2	5.1	4.3	3.9	4.8 (4.8)	(4.9)
収入未済額(億円)	64	70	73	68	65	61 (107)	(100)
収入未済額目標	65億円以内	75億円以内	73億円以内	72億円以内	67億円以内	64億円以内	60億円以内
差押件数	4,436	5,694	5,504	5,586	5,755	6,444	6,321

※()内は、4月末現在の数値です。(前年同期と対比)

※徴収率＝収入額／調定額

収入率＝収入額／(調定額－不納欠損額)

収入未済額＝調定額－(収入額＋不納欠損額)

1 2 県税未収金対策について

1 県税の収入未済額の状況

平成 25 年度（平成 26 年 4 月末現在）の県税の収入未済額は、約 100 億円で、昨年度同月より約 6 億 9 千万円減少しています。今後、出納整理期間中にさらに縮減でき、最終的には昨年度決算額の約 61 億円を下回るものと見込んでいます。

収入未済額の中で、特に大きな割合を占めるのが個人県民税であり、平成 24 年度決算では約 51 億円と収入未済額全体の約 84% を占め、個人県民税の徴収対策が重要な課題となっています。

県税収入未済額の推移について

（単位：百万円）

年度		H20	H21	H22	H23	H24 (注1)	H25 (注2)
収入未済額	県税計 (A)	7,016	7,281	6,836	6,536	6,069 (10,716)	(10,023)
	個人県民税 (B)	5,050	5,867	5,731	5,434	5,119 (8,634)	(8,088)
	構成比 (B/A)	72.0%	80.6%	83.8%	83.1%	84.3% (80.6%)	(80.7%)

注1) 各年度の数値は決算額。ただし、平成 24 年度の () 内は平成 25 年 4 月末現在の実績額。

注2) 平成 25 年度の () 内は平成 26 年 4 月末の数値。

2 個人県民税対策について

(1) 個人住民税特別滞納整理班の設置等（平成 22 年度～）

① 取組の主旨

平成 22 年度から、「個人住民税特別滞納整理班」を設置し、平成 25 年度は県内 7 市町からの職員派遣とあわせて個人住民税の滞納案件を受け入れ、県職員と市町職員が連携して、地方税法第 48 条に基づき、県による個人住民税の直接徴収を実施しています。

滞納整理業務に精通した県職員を配置し、滞納整理のノウハウを市町職員と共有しながら、一方所で集中して、大量に組織的に困難案件も含めた滞納整理を実施しています。このことで、派遣市町職員の滞納整理技術の向上により、当該市町の徴収率の向上を図っています。

② これまでの取組成果について

平成 25 年度（平成 26 年 3 月末現在）に、約 10 億 500 万円を処理（自主納付、市町の引継予告、差押えの執行、納付約束等）し、約 5 億 6,500 万円を徴収しており、多い市では、年間の徴収額が約 1 億 5,900 万円となっています。

このように、同班への参加市町における個人住民税の滞納整理に関しては、大きな成果が上がっており、平成 26 年度につきましても、新たに参加いただいた亀山市を含め、8 の市町からの参加を予定しています。

(2) 個人住民税特別徴収の促進取組の実施（平成 21 年度～）

① 取組の主旨

平成 19 年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税総額が増えたことにより収入未済額も増加しています。

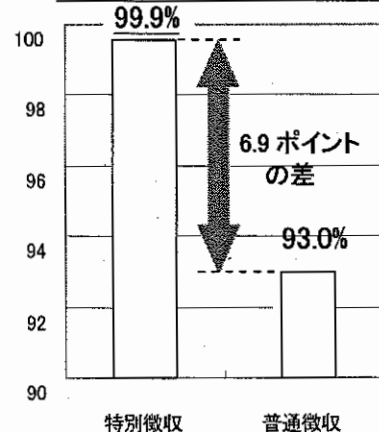
また、地方税法では、給与所得者に係る個人住民税は原則として特別徴収の方法によって徴収することとされているにも関わらず、3割近くの給与所得者が普通徴収^①となっている状況です。普通徴収と特別徴収の徴収率を比較すると 6.9 ポイントの差^②があり、このことも収入未済が発生する要因の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、普通徴収となっている給与所得者について特別徴収への切り替えを促進し、徴収率の向上を図ることにより、税金の確保に取り組んでいます。

図 1 給与所得者のうち徴収方法別の人数・割合（H24）

特別徴収	普通徴収
約 49 万 7 千人 (72.3%)	約 19 万 1 千人 (27.7%)

図 2 徴収方法別の徴収率（H24）



② これまでの取組と現状、課題及び今後の取組

平成 21 年度から、県内全市町と連携して、特別徴収の加入促進に取り組み、事業所及び関係団体への訪問による協力依頼、チラシの配付による法令の周知を図ってきました。

しかし、依然として給与所得者の 3 割近くが普通徴収となっています。

こうしたことから、県内全市町と連携して設置した「個人住民税特別徴収加入促進研究会」において、検討を重ね、現行の事務手続きを改め、平成 26 年度から県内市町が一斉に法令に基づいて特別徴収義務者の指定を実施することとしました。

平成 26 年度からの一斉実施に向けて、平成 25 年 10 月には、指定予告通知書を知事と市町長の連名で発送しました。

引き続き、広報活動による県民の皆様への周知、指定の実施に伴う問題点等の検証と改善策の検討、滞納発生時の対応等につきまして、「個人住民税特別徴収加入促進研究会」を中心に市町と連携して取組をすすめていく予定です。

3 その他の主な税収確保対策について

(1) 県税の高額滞納案件の整理（平成 16 年度～）

県税の高額滞納案件のうち困難な案件等については、税収確保課が指定し、積極的な滞納整理を進めています。

【平成 25 年度の指定案件の状況】
◇指定案件額：約 1 億 5,800 万円（本税額）
◇うち処理額：約 8,600 万円（延滞金を含む）《徴収、差押等》
◇うち徴収額：約 8,500 万円（延滞金等を含む）

(2) 「三重地方税管理回収機構」の設置（平成 16 年度～）

県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」を設置し、市町税の滞納案件の処理を実施しています。

【平成 25 年度の活動状況：平成 26 年 3 月末】
◇事案引受状況：約 12 億 7,900 万円（603 件）
◇徴収状況：約 6 億 6,100 万円
◇差押件数及び換価額：713 件、約 2 億 1,700 万円
◇機構へ引き継ぐ前の移管予告効果：約 7 億 4,000 万円（納付約束を含む）

(3) インターネット公売の実施（平成 17 年度～）

県税の滞納者から差し押えた不動産と動産（自動車等）をインターネットオークションで売却し、換価しています。

◇平成 25 年度実績：約 1,230 万円（売却金額）
（実施回数：6 回、公売物件数 42 件、売却件数：15 件）

(4) コンビニエンスストアでの納付（平成 19 年度～）

課税件数の多い自動車税については、「コンビニ納付」を導入し、納付機会の拡大をすることで、納税環境を整え、納期内納付の推進を図っています。

納期内納付された自動車税のうち、「コンビニ納付」された割合は、税額ベースで全体の 35.6%、件数ベースで全体の 34.3%となっています（平成 25 年度実績）。

(5) インターネットを利用したクレジットカード納税（平成 26 年度～）

自動車税について、さらに納税者の利便性の向上を図るため、今年度からインターネットを利用してクレジットカードで自動車税を納付できるようになりました。決済手数料（1 件につき 432 円）が必要ですが、「三重県自動車税お支払サイト」を通じ、24 時間自宅に居ながら納税ができます（利用件数見込み：約 2 万件）。

(6) 差押の強化

財産があり県税を納める資力があるのに納付しない滞納者に対しては、差押や財産発見のための家宅等の搜索、自動車のタイヤロックを積極的に行い、滞納整理に取り組んでいます。また、県税の滞納一掃を図るため、12 月と 1 月の 2 カ月間を「差

押強化月間」として、差押処分を強力に進めました。

特に、自動車税現年度分の滞納整理を強化した結果、平成 25 年度（平成 26 年 4 月末現在）の自動車税現年度徴収率は 99.6%となり、すでに前年度決算値に到達しています（26 年 3 月末時点の全国順位は 3 位）。

◇平成 25 年度実績：差押件数 6,321 件（うち自動車を差し押さえた件数 1,947 件）
 搜索、タイヤロック件数 49 件

<参考>

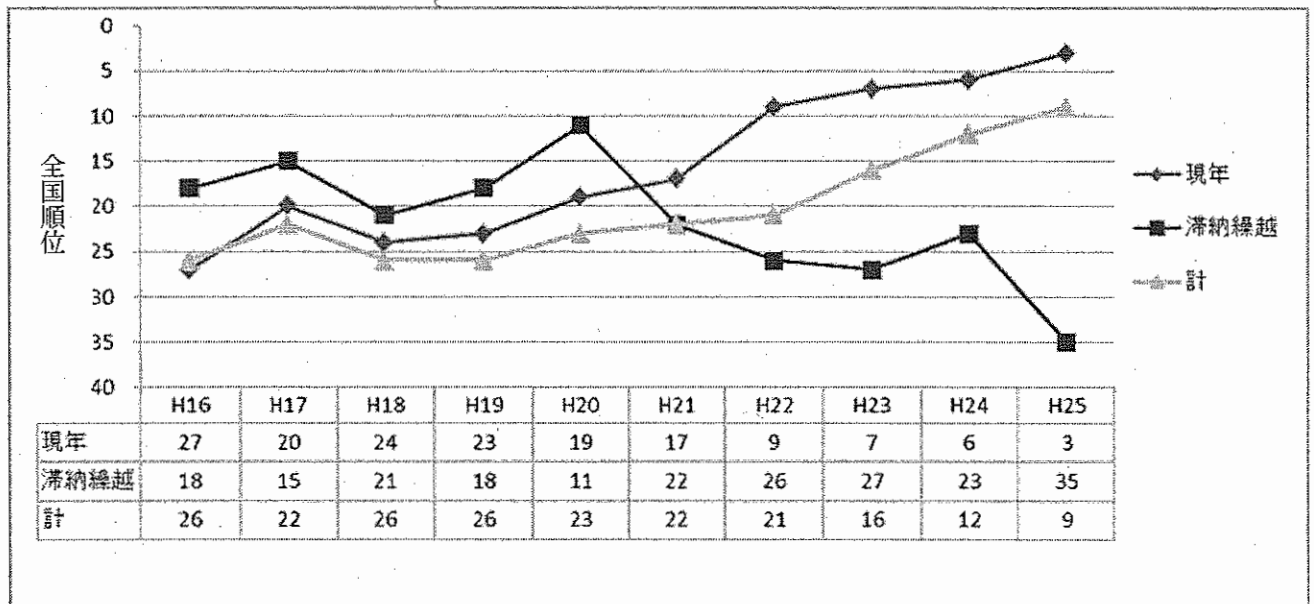
○自動車税の納期内納付率の推移

(単位%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数	70.4	72.2	74.0	75.6	75.7	76.5	77.0	77.9	78.8	79.4
税額	69.0	71.0	72.7	74.4	74.6	75.4	75.8	76.7	77.7	78.4

○自動車税徴収率の全国順位の推移

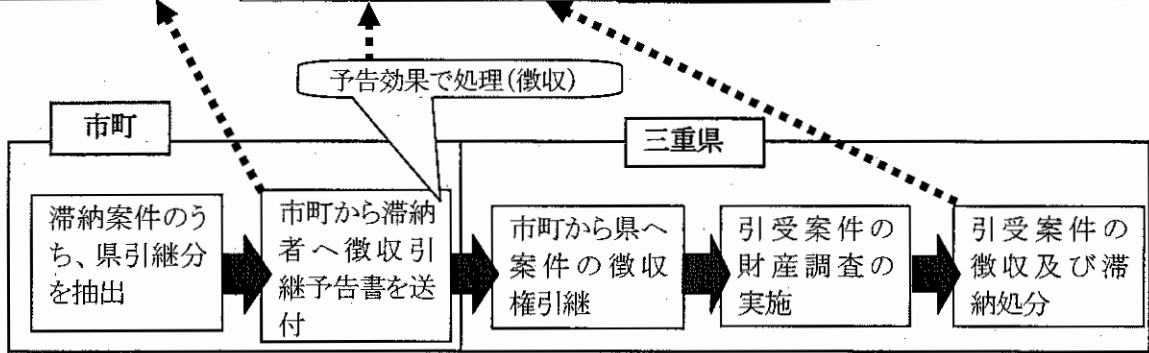
年度内に発生する滞納総数の約 95%前後を占める自動車税について滞納整理を強化した結果、現年度及び現繰計の徴収率が向上し、全国順位も右肩上がりで上昇している（H25 は 3 月末順位。その他は決算時の順位）。



資料1 個人住民税特別滞納整理班取組実績

1 平成26年3月末現在の取組実績等（延滞金等含む）（単位：千円）

	県引継 対象額	市町予告効果額 A	県処理額 B	合計 A+B	処理 目標額	目標 達成率
実徴収額	—	47,341	517,565	564,906	400,000	141.2%
処理額	1,117,179	147,977	856,658	1,004,635	800,000	125.6%



2 参加市町の状況

平成26年度（合計8市町）

津市・伊勢市・鈴鹿市・亀山市・志摩市・多気町・紀北町、川越町

平成25年度（合計7市町）

津市・伊勢市・鈴鹿市・志摩市・紀北町、菟野町・多気町

平成24年度の派遣市町（合計9市町）

津市・尾鷲市・いなべ市・志摩市・紀北町・菟野町・川越町・熊野市・多気町

平成23年度の派遣市町（合計11市町）

津市・桑名市・尾鷲市・鳥羽市・いなべ市・志摩市・木曾岬町・菟野町・多気町
・明和町・紀北町

平成22年度の派遣市町（合計10市町）

津市・尾鷲市・鳥羽市・志摩市・木曾岬町・東員町・菟野町・川越町・大台町
・紀北町

資料2 特別徴収加入促進取組実績

1 取組実績

取組内容	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
事業所への周知 (訪問、電話)	936 事業所	1,652 事業所	—	—	—
事業所へ郵送等 による周知	127,272 事業所	125,011 事業所	130,621 事業所	185,476 事業所	150,770 事業所
各種関係団体等 への訪問	106 箇所	90 箇所	89 箇所	89 箇所	116 箇所
県内市町の 広報誌掲載	11, 12月号	11, 12月号	11, 12月号	11, 12, 2, 3 月号	6, 9, 10, 11, 12月号
「県政だより」	11, 12月号	11, 12月号	11, 12月号	11, 12月号	6, 11, 12 月号

*県HPには、平成21年10月から特別徴収の内容を掲載

2 平成21～24年度の実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
納税義務者数に占める 特別徴収義務者数 の割合	59.3%	64.2%	65.5%	66.0%	66.5%	59.3→66.5% 7.2ポイント増
個人住民税の調定額 に占める 特別徴収額の割合	67.9%	71.7%	72.8%	73.5%	73.7%	67.9→73.7% 5.8ポイント増
個人住民税の 増収効果(推計値)	—	約4.6億円	約1.3億円	約0.8億円	約0.2億円	約6.9億円

3 平成25年度 県の広報実績

- 平成25年5月 テレビ、FMラジオ
- 平成25年6月 県政だよりみえ(県税コラム欄)、FMラジオ
- 平成25年10月 県政だよりみえ(特集)、ポスター掲示、
新聞6紙広告、テレビ、FMラジオ
- 平成25年11月 県政だよりみえ(県税コラム欄)

4 平成25年度 関係団体説明会の状況

- 各地域税理士会支部(9月～10月)
- 商工会議所連合会経営指導員研修会(9月)
- 青色申告会事務局職員研修会(9月)
- 年末調整説明会(11月)
- 商工会説明会(12月)

1 3 みえ森と緑の県民税について

1 導入経緯について

平成 23 年 9 月に発生した紀伊半島大水害で、県南部を中心に山崩れなど甚大な被害が発生し、森林の持つ保水力や土砂流出防止等の森林の働きの重要性が再認識されたことを契機に、「森林づくりに関する税検討委員会」を設置し、平成 24 年 1 月から同委員会において、税導入の是非、税の用途等について幅広く議論が行われました。

平成 24 年 8 月には、同委員会から「災害に強い森林づくり」及びその森林づくりを地域社会全体で支える新たな仕組みが必要であり、森林づくりの重要性や森林の恵みを広く県民が享受していることに鑑み、県独自の森林づくりに関する税の導入が適当であるとの答申がなされました。

県では、委員会の答申を受け、税の導入についての検討、制度案の作成、パブリックコメントの実施等を経て、「みえ森と緑の県民税」を個人については平成 26 年度分から、法人については平成 26 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から課税することとなりました。

2 税の制度について

①課税方式 : 県民税均等割超過課税方式

②納税義務者

個人 : 1 月 1 日現在で県内に住所がある方

1 月 1 日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っているが、その市町内に住所がない方

法人 : 県内に事務所等を有する法人等

③税率 (年額)

個人 : 1,000 円

法人 : 均等割額の 10%相当額

資本金等の額	年税額
50 億円超	80,000 円
10 億円超、50 億円以下	54,000 円
1 億円超、10 億円以下	13,000 円
1 千万円超、1 億円以下	5,000 円
上記以外の法人等	2,000 円

④税収

平年度 : 約 10 億円 (個人 約 8 億 7 千万円、法人 約 1 億 8 千万円)

初年度 : 約 8 億円 (個人 約 7 億 7 千万円、法人 約 3 千万円)

3 基金について

「みえ森と緑の県民税」の税収に相当する額等を基金に積み立て、その用途を災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりを推進する経費に限ることで、用途を明確化します。

4 周知について

県民の皆さんへの周知については、農林水産部と連携を図り、県政だよりやラジオ等の広報媒体を利用し、実施するとともに、5月には自動車税納税通知約56万通にチラシを同封したところです。

今後も、会議・イベントなどの機会を利用し、広く周知を図ってまいります。

平成26年度主な広報

- 県庁舎・市町村庁舎等でポスター掲示、リーフレット配架
- ラジオ（FM三重 番組内でのレポートやお知らせ） 4月7日、17日、5月21日
- 映画館でのCM放送（映画：「WOOD JOB！～神去なあなあ日常～」 「春を背負って」）
- 主要駅でのポスター掲示
- 自動車納税通知（約56万通）にチラシを同封
- 個人住民税の納税通知等にチラシを同封
- 県政だより6月号 県税コラム
- コンビニエンスストアでポスター掲示、ショッピングセンターでリーフレット配架

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成25年度）

（平成25年4月～平成26年3月末）

1 紙面による広報

(1) 新聞記事

「毎日新聞」

4月3日三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

10月2日三重県版「三重～る経済」で記事採用

2月2日三重県版「地元の木で家を造ろう」広告の一部に掲載

「中日新聞」

10月19日三重県版「三重のもりづくり月間」企画記事面に広告掲載

「伊勢新聞」

12月27日全面広告を掲載

1月1日伊勢新聞社長・知事紙面対談記事に掲載

1月5日「森林支える社会づくりへ」記事掲載

2月14日全面広告を掲載

2月19日「新規事業はこれ 県当初予算から⑦」で記事採用

2月23日特別対談「三重の森と共に生きる」で記事採用

「伊勢新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞」

10月10日または11日に5段広告掲載

3月6・7・10日のいずれかの日に5段広告掲載

(2) フリーペーパーへの広告掲載

・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー7紙に広告を掲載しました。

「ぼろん、よっかいち ai、ベルブ、つうーびーす、ふぁみんぐ、イセラ、リーガ」

計48万部 各紙5月号

・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「iしてる」 2万5千部 5月号

・ 東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっとclub」 2万2千部 7月号（創刊号）

(3) 広報誌への掲載

・ 県政だよりへの掲載

5月号・7月号・12月号・2月号（データ放送版）・3月号

(4) 経済団体、市町等の協力

・ 経済団体等の協力による会報記事掲載 15件

・ 市町の協力による広報誌記事掲載 32件（27市町）

・ 経済団体等の協力によるチラシ配布 35件

・ 市町等の協力によるチラシ配布 3件

(5) チラシ・ポスター

・ チラシを市町や県庁舎の他、コンビニエンスストアやショッピングセンター等への配架及びイベント等で配布しました。 約10万部

・ ポスターを市町や県庁舎等の他、道の駅やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等に掲示しました。 約2,300枚

(6) その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のコンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。
平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月 累計 43,965 部
- ・ 雑誌「Simple」3月号に記事採用

2 テレビによる広報

- ・ 東海テレビの番組で取り上げられました。
5月2日放送、夕方ニュース番組内で10分間 シリーズ「森は生きている」
- ・ 三重テレビ 6月21日、1月3日、3月21日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・ 三重テレビ 11月8日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「もっと安全ほっと安心」
- ・ 三重テレビ 7月12日～7月30日
全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM放送 15回
- ・ 松阪市行政チャンネル 1月24日から1週間程度
3分間のインフォーマーシャル
- ・ 伊賀市行政チャンネル 2月3日から1週間 10分間番組
- ・ 津市行政チャンネル 2月1日から1週間
「まるっと津ガイド」内で紹介
- ・ 伊勢市行政チャンネル 3月15日から1週間
3分間インフォーマーシャル
- ・ 鳥羽市行政チャンネル 3月16日から
3分間インフォーマーシャル
- ・ 県内9局ケーブルテレビ 2月1日～3月19日 各局10回以上
3分間のインフォーマーシャル

3 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM三重 番組内での告知 12回
東海ラジオ 番組内での告知 6回
CBCラジオ 番組内での告知 2回
- ・ FM三重 30秒CM放送 2月1日～3月19日 7.5回

4 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 254回 11,104人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計258回 45,653人

5 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・ 全国高等学校野球三重大会放送時の15秒スポットCM映像を随時県ホールで放映しました。
- ・ 県庁玄関ホール液晶モニターにてPR画像を随時放映しました。

- ・ 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。
- ・ 「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行いました。
- ・ 確定申告会場にて、チラシの配布または配架を行いました。
- ・ 近鉄・JRの主要駅35駅において、2週間ポスターを掲示しました。
- ・ バスマスク広告を平成26年1月13日から3月12日の間（2カ月間）、県内29台に掲出しました。

みえ森と緑の県民税の広報実績（平成26年度）

（平成26年4月末）

1 紙面による広報

（1）広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載
4月号（データ放送版）

（2）経済団体、市町等の協力

- ・ 経済団体等の協力による会報記事掲載 1件

（3）チラシ・ポスター

- ・ リーフレットを市町や県庁舎等へ配布しました。 約3万部
- ・ ポスターを市町や県庁舎等に掲示しました。 約800枚

（4）その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のショッピングセンター等に配架しました。

平成25年4月 累計 2500部

2 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM三重 番組内での告知 2回

3 説明会等での広報

（1）説明会や会議等での説明

税導入の周知するため、法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 9回 577人

（2）イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計 9回 1,378人

4 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・ 県庁玄関ホール液晶モニターにてPR画像を随時放映しました。
- ・ 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。

1 4 税外の未収金対策について

1 背景（概要）

県財政運営上、その解消が大きな課題である収入未済額は、平成 23 年度末において約 132 億円（県税約 65 億円、県税以外約 67 億円）で、このうち、税外の未収金対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管も 11 部局にわたっていたことから、それぞれが独自に取り組み、全庁的に統一された取組がなされていませんでした。

そこで、平成 24 年度から全庁的な税外の未収金対策として、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うということを原則としたうえで、共通する課題について統一的な取扱いを定めるなど未収金に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進し、県全体の収入未済額が縮減するよう取組を進めてきました。

2 平成 24 年度、平成 25 年度の取組

(1) 「三重県債権管理推進会議」の設置

債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成 24 年 5 月に設置しました。（平成 24 年度：3 回、平成 25 年度：4 回実施）

債権管理推進会議の概要

座 長	総務部担当副知事
組 織	関係部局長等
所掌事務	情報共有化及び下記事項の検討
	ア 税外債権に関する状況把握
	イ 債権管理に係る方針の作成
	ウ その他債権管理の一層の適正化の推進

(2) 「税外債権に関する実態調査」の実施

税外未収金に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を把握し、また、課題の整理を行うことを目的として平成 24 年度に実態調査を実施しました。

(3) 「三重県債権管理適正化指針」の策定及び指針に基づく取組の実施

税外の未収金対策として、実態調査・課題の整理・庁内検討を経て、債権管理事務のガイドラインとして共通する課題について統一的な取扱いや手続、基準等を定めた「三重県債権管理適正化指針」を平成 25 年 3 月に策定し、各部局において指針に基づく未収金の縮減の取組を平成 25 年度に実施しました。

(4) 債権処理計画の策定・公表

債権管理の強化の取組として、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、県の保有する税外未収金の処理（回収・整理）目標を債権毎に定めた「債権処理計画（目標）」を平成 25 年度から策定するとともに、年度終了後に計画の達成状況を「債権処理計画（実績）」として次年度の目標と併せて公表することとしました。

平成 25 年度債権処理計画（目標）では、77 債権それぞれについて取組方針を定める

とともに、平成 24 年度決算における収入未済額に対する処理額の数値目標を設定しました。

県全体の目標処理額の合計は、約 4 億 700 万円（回収目標：約 3 億 7,500 万円、整理目標：約 3,200 万円）で、これは平成 24 年度の処理実績に対し約 1.8 倍の目標処理額となっています。

平成 25 年度債権処理計画（目標）の概要

（単位未満四捨五入）

	25 年度 処理目標 A			前年比 (A/B)	(参考) 24 年度 処理実績 B
		回収	整理		
県全体 (77 債権) 計	407 百万円	375 百万円	32 百万円	180 %	227 百万円

(5) 債権の管理及び私債権の徴収に関する条例等の制定について

県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項について定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」を制定するとともに「三重県税外収入通則条例」を改正（改正後条例名：三重県公債権の徴収に関する条例）しました。また、あわせて関係する規則についても整備しました。（平成 26 年 4 月 1 日施行）

(6) その他の取組

ア 徴収強化月間の実施（25 年 12 月）

イ 債権管理にかかる自己検査の実施（25 年 12 月～26 年 1 月）

3 今年度の取組予定

平成 26 年 4 月 1 日に施行した条例等に基づき、債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政運営に繋げ、未収金の縮減へ向けた取組を行ってまいります。

なお、条例が施行されたのを機に三重県債権管理適正化指針は廃止することとしています。

平成 26 年 5 月末日	出納整理期間終了
6 月～8 月	債権毎の 26 年度債権処理計画（目標）、25 年度債権処理計画（実績）《暫定版》の策定 ※ 取組方針の確定
10 月	債権毎の 26 年度債権処理計画（目標）、25 年度債権処理計画（実績）の確定・公表
11 月	債権管理にかかる自己検査の実施（平成 27 年 1 月末まで）
12 月	徴収強化月間の実施
平成 27 年 3 月	三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく私債権の放棄 （→ 平成 27 年 9 月定例会議会へ報告（決算認定議案提出時と同時に報告））

税外の未収金対策について

これまでの体制

地方自治法・民法等による債権管理

個別法によるもの

- ・債権毎に管理手法が異なる
- ・要領がない債権の場合は管理手法が不明

公債権から私債権までを網羅した手引書
(部局毎)

事務所間の取扱を統一
(個別債権管理の手引)

債権単位の要綱・要領

個別法令や
条例・規則

個別法に基づく
要綱・要領

三重県債権管理推進会議

- 【所掌事務】
情報の共有化及び下記の事項の検討
- (1) 税外債権に関する状況把握
 - (2) 債権管理に係る方針の作成
 - (3) その他債権管理の一層の適正化の推進

(座長 総務部担当副知事)

(H24, H25)
適正化指針に基づく債権管理

三重県債権管理適正化指針

※全庁的に統一すべきものや、今まで規定していなかった手続を規定。

【内容】

- ◎県の基本姿勢
- 債権管理方針
- ①未然防止・管理手法
- ②債権回収の強化
- ③債権の適切な整理
- ④制度運用の強化
- ⑤債権管理の目標・公表

(H26～)
条例に基づく債権管理

債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

公債権の徴収に関する条例

【主な内容】

- ◎債権の管理の基準
- 債権管理手法
 - ・債権の管理の体制の整備
 - ・情報の提供
- 徴収手続
 - ・督促
 - ・延滞金、遅延損害金(H27.4～)
 - ・滞納処分、強制執行等
 - ・履行期限の繰上げ
 - ・債権の申出等
 - ・執行停止、徴収停止等
 - ・履行延期の特約等、免除等
 - ・私債権の放棄、報告

条例施行規則

条例・規則に基づいた
個別要綱・要領

個別法令や条例・規則

税外未収金の推移

(単位:円、%)

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般	分担金及び負担金	12,915,097	12,569,934	14,919,348	11,294,985	10,164,824
	使用料及び手数料	15,269,722	18,180,312	3,534,192	3,665,731	1,554,099
	財産収入	189,720	189,720	189,720	189,720	189,720
	諸収入	2,229,438,786	2,334,130,339	2,583,389,663	2,702,948,666	2,822,637,187
	一般会計小計(県税除)	2,257,813,325	2,365,070,305	2,602,032,923	2,718,099,102	2,834,545,830
特別	母子及び寡婦福祉資金貸付事業	382,518,581	383,842,490	395,164,282	405,584,224	411,753,049
	あすなろ学園事業	1,376,240	2,285,912	2,643,272	4,169,239	4,623,460
	就農施設等資金貸付事業	54,736,954	58,367,954	49,877,165	47,806,117	45,319,617
	地方卸売市場事業	6,613,060	6,104,514	6,014,514	5,897,060	5,829,708
	林業改善資金貸付事業	9,817,526	9,697,526	15,442,526	20,929,650	21,058,718
	沿岸漁業改善資金貸付事業	27,372,894	27,961,589	31,617,549	30,477,936	29,576,711
	中小企業者等支援資金貸付事業	3,275,213,400	3,257,658,858	3,227,593,731	3,281,674,581	3,312,039,498
	特別会計小計	3,757,648,655	3,745,918,843	3,728,353,039	3,796,538,807	3,830,200,761
企業	工業用水道事業	380,100	636,300	636,300	636,300	648,723
	病院事業	205,855,253	188,545,589	165,610,003	137,262,797	43,849,352
	企業会計小計	206,235,353	189,181,889	166,246,303	137,899,097	44,498,075
総合計(県税除)		6,221,697,333	6,300,171,037	6,496,632,265	6,652,537,006	6,709,244,666
対前年増減		2.5	1.3	3.1	2.4	0.9

(参考) 県全体の未収金総額

(単位:円、%)

一般会計、特別会計、企業会計総合計	13,288,723,169	13,622,725,742	13,365,326,998	13,211,224,429	12,811,539,472
税外未収金の割合	46.8	46.2	48.6	50.4	52.4

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

平成二十六年三月二十七日

三重県条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、県が有する債権の管理及び私債権の徴収に関し必要な事項について定めることにより、債権の管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- 二 私債権 債権のうち、公債権（法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権であつて、法第二百三十六条第二項に規定する時効による消滅について、時効の援用を要しないものをいう。）以外のものをいう。
- 三 規則等 規則、法第百三十八条の四第二項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程をいう。

(他の法令等との関係)

第三条 債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権の管理の基準)

第四条 債権の管理に関する事務は、法令、条例又は規則等の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

(債権の管理の体制の整備)

第五条 知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、債権の管理に関する事務の処理の状況を的確に把握するとともに、規則等で定めるところにより、債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、知事は債権の管理に関する事務の処理についての手続を整えたとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(督促)

第六条 知事等は、私債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則等で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延損害金)

第七条 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったときは、履行の遅滞に係る損害賠償金（以下この条及び第十二条第二項において「遅延損害金」という。）を徴収するものとする。

- 2 前項の遅延損害金の額は、同項の私債権の履行期限の翌日から履行の日までの期間の日数に応じ、当該私債権の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。ただし、損害の賠償又は違約金について債務者と特約をしたときはこの限りではない（次項から第五項までにおいて同じ。）。
- 3 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる私

債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

4 第二項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

5 第二項に規定する年当たりの割合は、^{じゅうん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

6 知事等は、債務者が私債権の履行期限までに当該債務を履行しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の遅延損害金を減免することができる。

(強制執行等)

第八条 知事等は、私債権について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第十一条の規定による措置を採る場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている私債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該私債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある私債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない私債権（第一号に該当する私債権で同号の規定による措置を採ってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第九条 知事等は、私債権について、履行期限を繰り上げることができる理由であって規則等で定めるものが生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(私債権の申出等)

第十条 知事等は、私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他私債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事等は、私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置を採らなければならない。

(徴収停止)

第十一条 知事等は、私債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、規則等で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執

行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 私債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第十二条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、規則等で定めるところにより、履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合において、当該私債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る私債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る私債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約等を行うことができる。この場合においては、既に発生した遅延損害金その他の徴収金（次条第一項及び第十四条において「損害賠償金等」という。）に係る私債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第十三条 知事等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした私債権について、当初の履行期限（前条第二項の規定により当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る私債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権

(法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。)及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- 一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。
- 二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。

(報告)

第十五条 知事は、前条の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(情報の提供)

第十六条 知事等は、未納となっている債権の状況に関し、規則等で定めるところにより、必要な情報の提供に努めなければならない。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

(適用範囲)

2 第七条の規定は、同条の施行の日以後に発生した私債権に係る遅延損害金について適用する。ただし、同条第六項の規定は、同条の施行の日前に発生した私債権に係る遅延損害金に相当するものについても適用する。

(三重県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

3 三重県特定公共賃貸住宅条例(平成八年三重県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第二号)」に改める。

(三重県営住宅条例の一部改正)

4 三重県営住宅条例(平成九年三重県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十六条中「三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)」を「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成二十六年三重県条例第二号)」に改める。

三重県公債権の徴収に関する条例

昭和三十九年三月二十五日

三重県条例第十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十八条及び第二百三十一条の三第二項の規定に基づき、公債権の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「公債権」とは、金銭の給付を目的とする県の権利（法第二百四十条第四項第一号及び第三号から第八号までに掲げる債権を除く。）のうち、法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権であつて、法第二百三十六条第二項に規定する時効による消滅について、時効の援用を要しないものをいう。

(徴収猶予及び減免)

第三条 知事は、分担金、使用料又は法第二百二十七条の手数料について、貧困その他のやむを得ない経済上の理由によりこれを納付することが著しく困難であると認められる者又は公益上特別の必要があると認められる者に対しては、その納付することが著しく困難であると認められる金額又は特別の必要があると認められる金額を限度として、その徴収を猶予し、又はその減免をすることができる。

(使用料の還付)

第四条 既納の使用料は、次に掲げる場合に限り、還付する。

- 一 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が当該使用の廃止若しくは中止の許可を受け、又はその他適正な手続を経て、当該使用の廃止又は中止をしたとき。
- 二 財産又は公の施設の使用の許可を受けた者が、災害その他の特別の事情があることにより、その使用に供することが著しく困難となつたとき。
- 三 公益上の必要により、財産又は公の施設の使用の許可の取消し又はその効力の停止がなされたとき。

2 前項の規定により還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 財産又は公の施設の使用の廃止又は中止をした場合の使用料の額が条例の規定により定められているとき。 既納の使用料の額から当該規定により算定した使用料の額を控除した額
- 二 その他のとき。
 - イ 使用料の額が年額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間（その期間に一月未満の端数があるとき、又はその期間が一月未満であるときは、その端数日数又はその全期間を切り捨てる。）について月割計算をした額
 - ロ 使用料の額が月額で定められているとき。 使用しないこととなつた期間について

日割計算をした額

ハ イ及びロ以外のとき。 知事が相当と認める額

(督促)

第五条 知事は、公債権について、納期限までに納付しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(延滞金)

第六条 知事は、公債権について、前条の規定による督促をした場合においては、延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の延滞金の額は、同項の公債権の納期限（第三条の規定による徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該公債権の金額に年十四・六パーセント（納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

3 前項の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる公債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第二項の延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 知事は、公債権の納期限までに当該公債権を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第一項の延滞金を減免することができる。

(送達及び公示送達)

第七条 公債権及び延滞金に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

(強制徴収公債権の滞納処分)

第八条 知事は、強制徴収公債権（公債権のうち法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権をいう。以下この条及び次条において同じ。）につき第五条の規定による督促を受けた者が同条の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該強制徴収公債権及びこれに係る延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

(非強制徴収公債権の強制執行等)

第九条 知事は、非強制徴収公債権（公債権のうち強制徴収公債権以外の債権をいう。以下この条及び第十二条において同じ。）について、第五条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、次に掲げる措置を採らなければならない。ただし、第三条の規定による徴収猶予をした場合又は第十二条の規定による措置を採る場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている非強制徴収公債権（保証人の保証があるものを含む。）については、当該非強制徴収公債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して納付を請求すること。

二 債務名義のある非強制徴収公債権（次号の規定による措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

三 前二号に該当しない非強制徴収公債権（第一号に該当する非強制徴収公債権で同号の規定による措置を採つてなお納付されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により納付を請求すること。

（納期限の繰上げ）

第十条 知事は、公債権について、納期限を繰り上げることができる理由であつて規則で定めるものが生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、納期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、この限りでない。

（公債権の申出等）

第十一条 知事は、公債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知つた場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他公債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を採らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、知事は、公債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置を採らなければならない。

（非強制徴収公債権の徴収停止）

第十二条 知事は、非強制徴収公債権で納期限後相当の期間を経過してもなお完全に納付されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを納付させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、規則で定めるところにより、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

三 非強制徴収公債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則、法第三百三十八条の四第二項に規定する規則又はその他の規程で定める。

（罰則）

第十四条 分担金、使用料又は法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者は、次項に定めるものを除くほか、五万円以下の過料に処する。

2 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料又は法第二百二十七条の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円）以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 県税以外の収入金に対する督促手数料及び過料に関する条例（昭和二十二年三重県条例第十一号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 第五条の規定は、この条例施行の日前に納期限の到来している税外収入についても適用する。この場合において、第五条第二項の規定中「納期限（徴収猶予をした場合においては、当該徴収猶予をした納期限とする。以下同じ。）の翌日」とあるは「昭和三十九年四月一日」と読み替えるものとする。
- 5 この条例施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。
- 6 当分の間、第六条第二項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第六条第二項及び附則第六項の規定は、延滞金のうち平成二十七年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例の一部改正）

- 3 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例（平成十年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「三重県税外収入通則条例」を「三重県公債権の徴収に関する条例」に改める。

15 多様な財源確保策について

三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策として、以下の多様な財源確保策の導入について取り組んでいます。

1 ネーミングライツについて

ネーミングライツについては、導入施設や募集・選定方法等の基本的な考え方をまとめた「県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針」(別紙1)を平成24年8月に策定し、多くの県民の皆さんが利用し、広告効果が見込まれる、三重県営鈴鹿スポーツガーデン(以下、「スポーツガーデン」という。)、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に、各施設を所管する部局が、募集条件等の検討を行ってきました。

平成24年度に実施した企業等へのアンケート結果をふまえ、さらに企業等に対する個別の聞き取りや、施設の協賛金への影響等の確認を行い、導入にかかるメリット・デメリット等を改めて整理した結果、三重県文化会館については、ネーミングライツの導入を見送ることとし、スポーツガーデン及び三重県営総合競技場(以下、「総合競技場」という。)について、導入を図ることとしました。

(1) 募集条件等

スポーツガーデン、総合競技場について募集しますが、両施設に応募いただくことも可能とします。

また、契約の下限額については、スポーツガーデン、総合競技場それぞれ年間5,000千円とします。

契約期間については、原則3～5年としていましたが、企業への意向調査の結果、5年を超える長期契約に関心を寄せる企業もあったことや、契約更新で命名権料が減額された事例もあること、さらに3月の総務地域連携常任委員会でのご議論を踏まえ、3～10年として募集します。

(2) 今後の予定

ネーミングライツ・パートナーの募集を近日中に開始し、7月に事前審査会及び選定委員会を開催のうえ、決定します。導入時期は秋頃を想定していますが、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、決定します。

また、三重県営サンアリーナについては、ネーミングライツ導入について引き続き検討を行っていくとともに、ネーミングライツ以外の財源確保策についても、検討を進めていきます。

2 公用車への広告掲載について

<取組状況>

平成24年度から本庁公用車に広告掲載事業を開始しました。

平成24年度収入額(11月～) 470,000円(43台、7者の広告主)

平成 25 年度は、本庁に加えて地域庁舎（四日市庁舎外 6 庁舎）が所管する公用車に広告掲載を拡大しました。

平成 25 年度収入額	1,348,000 円（67 台、13 者の広告主）
うち本庁分	1,182,000 円（43 台、7 者の広告主）
うち地域庁舎分（平成 25 年 12 月から順次導入）	166,000 円（24 台、6 者の広告主）

※本庁分については、平成 24 年度の広告主がすべて継続掲載

<今後の予定>

平成 26 年度以降も、広告主に対する継続掲載の意向確認や、募集枠のある場合の広告主募集など、事業を継続していきます。

特に、地域機関が所管する公用車については、各地域庁舎（地域防災総合事務所及び地域活性化局）と連携のうえ、公用車の運行状況や、広告掲載に係るニーズを見ながら、今後の掲載拡大について引き続き検討していきます。

平成 26 年度収入見込み（H26.4.1 現在）	1,575,000 円（67 台、13 者の広告主）
うち本庁舎	1,047,000 円（43 台、7 者の広告主）
うち地域庁舎	528,000 円（24 台、6 者の広告主）

3 県行造林におけるオフセット・クレジット制度の導入について

県行造林の森林管理等によるCO2吸収量を、カーボン・オフセット（企業等が排出するCO2との相殺）に用いるため、平成 24 年 11 月にオフセット・クレジットの認証を取得しました。その後、一般社団法人フォレストック協会を通じて、企業等への販売を行ってきました。

平成 24 年度収入額	: 48,825 円（CO2 吸収量 31 t 分）
平成 25 年度収入額	: 215,775 円（CO2 吸収量 137 t 分）
平成 26 年度収入見込額	: 614,000 円（CO2 吸収量 409 t 分）

<今後の取組>

収入額が少額にとどまっていることから、収入拡大につなげるため、一般社団法人フォレストック協会と協力して、企業等への販売活動を進めていきたいと考えています。

4 その他の財源確保策について

<取組状況と今後の取組>

これまでも県ホームページ等へのバナー広告、自動車税納税通知書封筒や共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに取り組んできたところですが、「三重県行財政改革取組」の策定以降、対象箇所の拡大などに多様な財源確保策に取り組んでいるところです。（別紙 2）

平成 24 年 8 月
三 重 県

県有施設に対するネーミングライツの導入に関する基本方針

1 趣旨

この基本方針は、県有施設のネーミングライツ（命名権）の適正な導入を図るために、対象施設や募集・選定方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

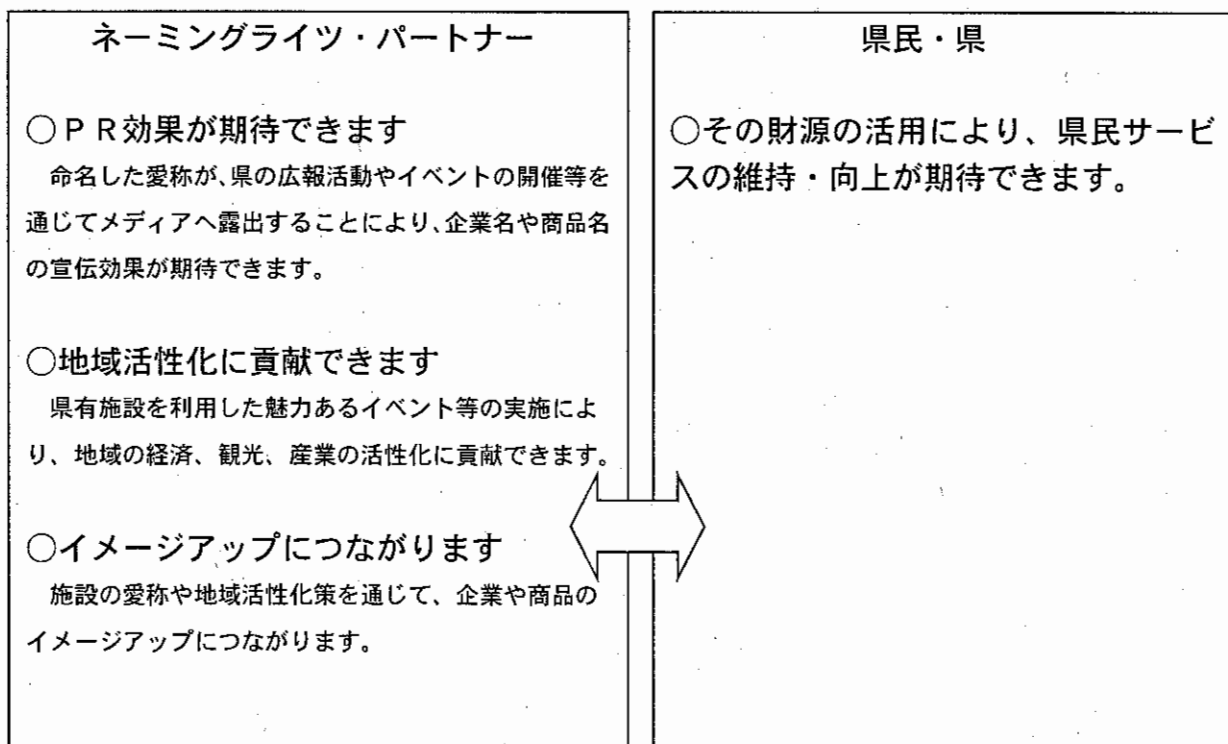
(1) ネーミングライツとは

県有施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付ける権利です（ただし、条例上の施設名称は変更しません）。ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）には、県にネーミングライツ料（命名権料）を納めていただきます。

(2) 導入の目的

ネーミングライツ・パートナーとの協創の下に、県有施設を有効に活用し、新たな財源の確保を図ります。また、これにより、県民サービスの維持・向上に繋がっていきます。

■ネーミングライツのメリット



3 対象施設

県有施設のうち、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設について、施設の設置目的を考慮した上で、対象とします。
(県有施設全体だけでなく、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とする場合もあります。)

ただし、施設の性格上、企業名や商品名などの愛称を付するのが適当でない
と判断するものは対象外とします。

4 ネーミングライツ料の算定

施設の規模、入場者数、メディアへの露出状況、他県状況等を勘案し、施設ごとに目安となる契約希望額(例：〇〇〇万円以上)を設定します。

5 名称変更に伴う費用の負担

区分	県	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の名称表示の変更(施設名称表示や道路標識)※1		○ } ※2
契約期間終了後の原状回復		○ }
契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、施工の範囲、実施時期及び内容等については、別途定める募集要綱に従い県と協議の上、決定するものとします。

なお、新規名称表示等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

6 契約期間

3年以上を原則とし、各施設の性格や管理・運営形態等に応じて決定します。

ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

7 導入までの手続き

- (1) 導入施設、募集条件の決定(企業等へのアンケート調査の実施等)
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集
- (3) ネーミングライツ・パートナーの選定
 - ① 事前審査会における審査
 - ② 選定委員会における審査
- (4) ネーミングライツ・パートナー、愛称の決定
- (5) 契約の締結
- (6) 施設名称表示等の変更
- (7) 愛称の使用開始

8 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集方法

- ① ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則、公募します。
ただし、指定管理者制度導入施設においては指定管理者を優先交渉権者とし、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替える（指定管理者の同意が得られた場合に限る。）こととします。
なお、ネーミングライツ契約更新施設においては現ネーミングライツ・パートナーを優先交渉権者とします。
- ② 募集に際し必要な事項については、別途募集要綱等を作成します。
- ③ 募集に当たっては、県ホームページへの掲載や、報道機関への資料提供などにより、幅広く周知します。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーは法人とし、以下に掲げる者は除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- ② 消費者金融に係るもの
- ③ たばこに係るもの
- ④ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- ⑤ 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- ⑥ 県から落札資格停止等の措置を受けているもの又は不利益処分を受けているもの
- ⑦ 消費税及び地方消費税又は県税を滞納しているもの
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ⑩ その他、県のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと県が認めるもの

なお、上記以外にも、施設の性格、指定管理者からの意見等により、応募資格を制限する場合があります。

(3) 募集期間

募集要綱の発表から募集締め切りまで、原則として30日以上とし、応募の検討に十分な期間を確保します。

(4) 応募がなかった場合

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集条件を見直し再度募集するか、募集を中止することを検討します。

9 愛称

ネーミングライツにより命名される愛称は、施設の利用者である県民等の理解が得られるものとし、三重県広告掲載要綱第3条第1項各号に掲げるものを含まない内容とします。

なお、上記以外にも、施設名称の設定に経緯があるものや、施設の性格、指定管理者からの意見等により、愛称の内容を制限する場合があります。

また、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更はできません。

10 ネーミングライツ・パートナーの選定

事前審査会及び選定委員会を設置して、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を決定します。

- ・外部有識者等による事前審査を実施し、専門的な視点から、応募資格、経営状況、愛称案等の適否を判定します。
- ・選定委員会において、事前審査の判定を参考に適否の最終判断を行うとともに、ネーミングライツ料や契約期間により、応募者間の順位付けを行い、候補者を決定します。

11 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

県は、候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

12 契約の締結

県とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

13 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、県は契約を解除できることとします。

その他の財源確保策の取組一覧表

別紙2

現在実施しているもの

(平成26年3月31日時点)

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入額	H26年度 収入見込	※1
広告収入	ホームページ バナーへの 広告掲出	三重県ホーム ページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年7月から実施 50千円/枠・月、平成25年度下半期16社、契約は月単位（平成25年度下半期は6か月契約）募集枠10枠→15枠（H23.4～）→18枠（H25.4～） ※募集枠を満たしていないため、現在も募集中 	9,500	9,500	9,000	
		県立図書館 ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月から実施 5千円/枠・月、3社、月単位で契約可能 募集枠6枠（H19.8～） 長期契約特典：6ヶ月以上12ヶ月未満 10%割引 12ヶ月以上 15%割引 ※H26年度収入見込 ・12ヶ月契約 51,000円×1社=51,000円 ・9ヶ月契約 40,500円×2社=81,000円 ・1ヶ月契約 5,000円×1社= 5,000円 	82	132	137	
		三重県水産研 究所ホーム ページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月から実施 20千円/枠・月、現在応募なし（現在も募集中） 募集枠4枠（H20.10～） 	0	0	0	
		「三重の環 境」ホーム ページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年12月から実施 10千円/枠・月、1社、月単位で契約可能 ※掲載料30→10千円/枠・月に値下げ（H23.8～） 募集枠3枠（H20.12～） 長期契約特典：6ヶ月以上12ヶ月未満 10%割引 12ヶ月以上 15%割引 ※H26年度収入見込 ・1社×12か月（10千円×12ヶ月×0.85=102千円） 	145	204	102	
		教育委員会 ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月からバナー設定（収入は平成24年度から） 120千円/枠・半年、4社、半年単位で契約可能 平成25年度上半期 4枠、下半期 3枠 ※平成26年度上半期 2枠、下半期 2枠 	480	600	240	○
公共施設の 広告掲出		三重県本庁舎 県民ホール内 へのポスター 広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年1月から実施 県民ホール内にポスターボードを5枠設置（ポスターの掲出） 5千円/枠・月、月単位契約 平成25年度実績 5者 	175	245	300	
		県営サンア リーナの県内 産間伐材使用 ベンチへの広 告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年8月から実施 4枠設置 3千円/枠・月、1社、3年契約 	144	144	144	
		三重県運転免 許センター内 へのポスター 広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月から実施 エントランスロビーにポスターボードを設置し、広告主を公募 8千円/枠・月、5枠、単年契約（H25.11～） ※平成26年度 月額8,000円/枠・12か月、4枠、単年契約 	—	440	384	○
		バスポートセ ンター待合所 内でのパンフ レットスタン ド設置による 広告	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年9月から実施 待合所にパンフレットスタンドを1台設置し、広告主を公募 1台10,000円/月 9月、11月～3月実施 ※平成26年9月以降設置台数増検討中 	—	60	120	○

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入額	H26年度 収入見込	※1
広告収入	印刷物への 広告掲載	自動車税納税 通知書封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年5月から実施 自動車税納税通知書封筒の裏面折り返し部分に広告を掲載 平成25年度実績 210千円/枠、1社、単年契約 募集枠1枠 広告数 約53万枚 ※平成26年度見込み 300千円 	210	210	300	
		共通使用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年8月から実施 共通使用封筒の裏面に広告を掲載 276,600円/枠・年、3社、単年契約 募集枠3枠 平成24年度は2枠、平成25年度は3枠応募 ※1枠単価はその年の発行封筒数により異なる 	664	830	830	
		「三重の労働」への広告 掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月から実施 広報紙「三重の労働」に広告を掲載 10千円/枠・回、3社、半年契約 募集枠5枠 年4回発行（年2回募集（発行回数2回ずつ）） H24年度（前期2枠、後期3枠）、H25年度（前期3枠、後期3枠） ※平成26年度から印刷廃止 	150	120	0	
		県広報紙への 広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月から実施 県広報紙「県政だよりみえ」に広告を掲載 5,271千円/枠・年、1社、単年契約 募集枠2枠 発行部数 約72万部 ※平成26年度からは、データ放送移行に伴う配布方法見直しにより約7.2万部発行 平成25年度収入額は、6～3月号までの10か月分 	6,300	5,271	600	
		総合防災訓練 パンフレット への広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月から実施 総合防災訓練への協賛の募集を行うとともに、パンフレットに広告を掲載 平成25年度実績 （小枠）6千円/枠、27件（26社）、単年契約 （大枠）30千円/枠、11件（10社）、単年契約 ※平成26年度見込 （小枠）6千円/枠×30件、単年契約 （大枠）30千円/枠×4件、単年契約 	636	492	300	
自動販売機	①自動販売機設置者の 選定に係る 一般競争入札の導入	本庁舎・栄町 庁舎への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月から実施 2,826,666円/年（2台）、3年契約（H25～H27） 	1,200	2,826	2,826	
		草の実りハビ リテーション センターへの 設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 378,000円/年（1台）、3年契約（23～25） 	378	378	378	
		小児心療セン ターあすなる 学園への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 251,428円/年（2台）、3年契約（23～25） 	251	251	251	
		人権センター への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 211,200円/年（2台）、3年契約（H23～25） ※450,000円/年（2台）、3年契約（H26～28） 	211	211	450	
		農業研究所へ の設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 726,400円/年（1台）、3年契約 ※平成26年度～ 581,708円/年（1台）、3年契約 	726	726	582	
		農業研究所 （花植木研究 課）への設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月から実施 194,400円/年（1台）、3年契約 ※平成26年度以降は、設置しない。 	194	194	0	

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入額	H26年度 収入見込	※1
自動販売機	①自動販売機設置者の選定に係る一般競争入札の導入	農業大学校への設置	・平成23年4月から実施 ・75,750円/年(1台)、3年契約 ※平成26年度～50,000円/年(1台)、3年契約	75	75	50	
		畜産研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・7,143円/年(1台)、3年契約 ※平成26年度～13,200円/年(1台)、3年契約	7	7	13	
		工業研究所への設置	・平成23年4月から実施 ・535,500円/年(1台)、3年契約	535	535	535	
		志摩庁舎への設置	・平成23年4月から実施 ・388,500円/年(1台)、3年契約(H25～H27)	379	388	388	
		高須町公園オートキャンプ場への設置	・平成24年4月から実施 ・7,000円/年(2台)、3年契約(H24～H26)	7	7	7	
		警察施設への設置	・平成23年4月から実施 ・契約額合計99,429,132円、34台、3年契約	33,192	33,192	31,724	
		県立学校への設置 ※	・平成23年4月以降実施 ・契約額合計121,860,455円、118台、3年契約ほか	37,433	37,611	37,170	
		こころの医療センターへの設置	・平成24年4月から実施 ・1,711,150円/年(6台)、3年契約(H24～H26)	1,711	1,711	1,711	
		一志病院への設置	・平成26年4月から実施 ・428,302円/年(2台)、2年契約	—	—	428	○
	②自動販売機の新規設置	総合博物館への設置	・平成26年4月から実施 ・1,656,870円/年(1台)、3年契約	—	—	1,656	○
		総合教育センターへの設置 ※	・平成24年4月から実施 ・330,000円/年(1台)、3年契約(H24～H26)	330	330	330	○
		鈴鹿青少年センターへの設置 ※	・平成25年4月から実施 ・1,151,500円/年(4台)、3年契約(H25～H27)	—	1,151	1,151	○
		熊野少年自然の家への設置 ※	・平成25年4月から実施 ・258,440円/年(1台)、3年契約(H25～H27)	—	258	258	○
		県立学校への設置 ※	・平成24年7月から実施 ・契約額合計5,609,999円、2台、2年9か月契約	1,530	2,040	2,040	○
			・平成26年1月から実施 ・契約額合計4,482,826円、2台、2年3か月契約	—	481	2,001	○

(※1) 三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取組んだものに○をつけています。

単位：千円

取組項目	取組内容	取組箇所等	実施状況	H24年度 収入額	H25年度 収入額	H26年度 収入見込	※1
その他	新県立博物館にかかる取組	寄附・協賛	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年7月から実施 ・博物館の活動に対する寄附 ・企業パートナーシップ制度（一定額の年会費を支払うことで、博物館の利用等に係る特典を受けることができる） ・コーポレーション・デー（任意の日に一定額を協賛することで、企業名を宣伝（〇〇㈱デー）したり、広報資料の配付などができる） 	—	63,450	7,770	○
合 計				96,645	164,070	104,176	
うち三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものの小計				1,860	68,810	14,722	

（※1）三重県行財政改革取組を策定した平成24年度以降に新たに取り組んだものに○をつけています。

その他の財源確保策の取組一覧表

(平成26年3月31日時点)

今後実施するもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	公共施設への 広告掲出	県営スポーツ 施設への広告	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から実施 ・鈴鹿スポーツガーデン体育館及び水泳場に広告枠（8枠）を設置し、広告主を公募 ・年額250,000円/枠、3枠契約済み（いずれも単年契約）
自動販売機	①自動販売機 設置者の選定 に係る一般競争 入札の導入	県立学校への 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札を新たに導入する学校の拡大
		一志病院への 設置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年3月に自動販売機設置場所（2台、2年契約）の賃貸借入札を行い、平成26年度から導入
その他	新県立博物館 にかかる取組	資料利用収入	<ul style="list-style-type: none"> ・館蔵資料の画像（デジタルデータ）の利用開始に向けて準備中

導入に向け検討しているもの

取組項目	取組内容	取組箇所等	検討状況
広告収入	ホームページ バナーへの広 告掲出	防災対策部 ホームページ (防災みえ.jp)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、多くの情報を見やすく掲載する必要があること、必要な情報が迅速に得られる必要があること等の特殊性を考慮しなければならないため、継続検討中
	公共施設への 広告掲出	三重県民の森 への広告掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
		三重県上野森 林公園への広 告掲出	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
自動販売機	①自動販売機 設置者の選定 に係る一般競争 入札の導入	三重県民の森 への設置	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
		三重県上野森 林公園への設 置	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理契約が平成27年度末までであるため、次期管理者の選定（更新）時に導入を検討
その他	新県立博物館 にかかる取組	発送用封筒へ の広告 発行物等への 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内の実施を検討中

16 県有財産の有効活用について

1 現状

平成18年度からの第1次・第2次県有財産利活用計画に基づき、未利用地の積極的な売却を行うとともに、行政財産の余裕スペースを自動販売機設置場所として貸し付けるなどの有効活用を図ってきました。

平成23年度には、三重県行財政改革取組の一環である多様な財源の確保と建物の維持管理コストの平準化・縮減により、県の財政基盤の安定に資することを目的として、平成24年度から平成27年度までの4カ年を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を策定し、現在その取組を進めています。

2 平成25年度の取組実績について

(1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

平成25年度の未利用県有財産の売却実績額は、インターネットオークションに参加するなど売却の取組を進めた結果8件4億7,501万5,485円となり、「みえ県有財産利活用方針」に基づく平成25年度実施計画の売却目標額1億1,500万円を上回りました。

表1 未利用財産売却実績

項目		件数	売却額	目標額	達成率
県有財産利活用計画	第1次(18~20年度)	38	1,101,560,881円	約10億円	110%
	第2次(21~23年度)	21	651,854,456円	約6億円	108%
みえ県有財産利活用方針	平成24年度	12	106,828,728円	約1億円	106%
	平成25年度	8	475,015,485円	約1.15億円	413%

自動販売機設置場所の貸付については、平成25年3月に、本庁舎及び栄町庁舎分の貸付の一般競争入札を実施しました結果、貸付額は847万9,999円(3年間)となり、仮に行政財産の目的外使用許可を行った場合の使用料(112,761円)と比較すると約75倍の収入となりました。

表2 本庁舎及び栄町庁舎での自動販売機設置場所貸付実績

年度	設置台数	貸付金額(3年間)①	従前使用料②	倍率(①/②)
平成22年度設置(平成21年度入札)	2	3,600,999円	120,135円	30.0倍
平成25年度設置(平成24年度入札)	2	8,479,999円	112,761円	75.2倍

※従前使用料は、設置年度に仮に目的外使用許可を行った場合の使用料(3年分)としました。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

県の財政負担を減らすため、設計・施工・維持管理等を一体的に行うPFI的手法を用いた東紀州地域の職員公舎の更新について、平成24年度に竣工し、平成25年度から供用を開始しました。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

平成24年度に策定した「県庁舎等適正保全指針」に基づき、「県庁舎等施設保全マニュアル」を作成し、本庁及び地域庁舎において庁舎管理者による日常点検の試行を行いました。

3 平成26年度の取組計画について

「みえ県有財産利活用方針」に基づき次のとおり取り組みます。

(1) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

各所属において財産の自己点検を行うことにより、未利用や低利用などの課題を有する財産を把握し、売却条件が整った未利用財産の一般競争入札等による売却に努めるとともに、入札不調となった財産については、インターネットオークションに参加し売却に努めます。なお、平成26年度実施計画の売却目標額は1億2,000万円です。

さらに、県有財産を活用した収入確保のため、地域機関の自販機設置場所の貸付(更新)や、県民ホールへの広告掲出を行います。

(2) 民間活力を活用した施設整備・管理

PFI的手法により更新した東紀州地域の職員公舎整備のノウハウについて、担当者会議等の機会を通じて庁内での情報共有を図ります。

(3) 庁舎など県有施設の長寿命化

「県庁舎等適正保全指針」及び「県庁舎等施設保全マニュアル」に基づき、BIMMS(保全マネジメントシステム)の耐用年数データを基に、更なるデータの蓄積及び施設保全マニュアルの精度向上に向け、引き続き本庁舎及び地域庁舎において庁舎管理者による日常点検を行います。

また、市町職員に対してもFM研修会等の機会を通し、県の取組状況の情報提供を行います。

*BIMMS(保全マネジメントシステム)とは

国土交通省の要請を受けた一般財団法人建築技術センターが開発・提供し、都道府県・政令市がインターネット経由で共同利用する公共施設向けの資産管理データベースです。

(主な機能)

- 1 建物の基本情報及び機器台帳管理
- 2 機器の更新及び修繕工事履歴
- 3 劣化診断記録